

# 群馬県の農村舞台

(昭和47年度農村舞台緊急調査報告書)

群馬県教育委員会 3

資料

文化財保護室保管

No.48-61

昭和 48年 7月 6

# 群馬県の農村舞台

(昭和47年度農村舞台緊急調査報告書)

群馬県教育委員会

## 序

文化財はかつてない程の危機に直面しています。諸開発事業の進展、生活様式や意識の変化により、埋蔵文化財・記念物をはじめ、有形文化財・無形文化財・民俗資料が破壊・散佚・消滅しようとしています。

かつては、村人の最大の娯楽であり、共同体の紐帶となっていた村芝居や人形芝居も、レジャーの種類もふえ、娯楽形態も一変した現在の人々からは見捨てられ、忘れられようとしています。

群馬県には、現在の歌舞伎舞台に匹敵する程の機構をもった、重要民俗資料に指定されている、上三原田の歌舞伎舞台をはじめ、すぐれた農村舞台が多数あります。

各地で盛んに村芝居が行なわれたことをうかがわせると共に、ほとんど全部の村人が出演、準備、見物などで参加をしていた行事であり、民衆史の中で大きな位置を占める村芝居の具体的な姿を伝える意味で、貴重な文化財であります。

群馬県では、全国に先駆けて農村舞台の調査研究が実施され、先鞭をつけた伝統を持っています。

しかし、これら農村舞台の大半は村芝居が上演されず、近代的施設が各地に建設されている為利用されず、或は取り壊され、或は立ち崩れのままになっています。

農村舞台の保存を図るため、群馬県教育委員会では、昭和47年度において、農村舞台緊急調査を実施いたしました。

この度、調査結果がまとまりましたので、公刊いたします。

村芝居を民衆史の中で解明するには、芸能そのものをはじめ、大道具、小道具、衣裳などの芸能に附属するものや、芸能の社会的、経済的背景の分析が必要であろうと思われます。

本書を群馬県の農村舞台研究の一階層とし、多数の方にご利用いただき、更に調査研究が進展すると共に、農村舞台の保存の一助となることを希望いたします。

本調査にご協力いただいた調査員、調査補助員の方々をはじめ、各位に深謝いたします。

昭和48年3月

群馬県教育委員会

教育長 山川 正

## 発刊まで

本書は昭和47年度に国庫補助事業として実施した農村舞台緊急調査の調査報告書である。事業主体者は群馬県教育委員会である。

調査対象文化財は、文化庁から指定された次の3棟である。

- 1 津久田人形舞台 势多郡赤城村津久田上の森 津久田八幡宮境内
- 2 貝野瀬の舞台 利根郡昭和村貝野瀬 武尊神社境内
- 3 下津中村の舞台 利根郡月夜野町下津中村 天満宮境内

調査にあたつては、調査員と調査補助員を委嘱し、他に地元の人のご協力をいたしました。

### 調査員

竹内芳太郎 文化財保護審議会専門委員（建築）・中部工業大学教授

景山正隆 戸板女子短期大学教授

加藤角一 芝浦工業大学助教授

萩原 進 群馬県文化財専門委員

### 調査補助員

内海文之助 利根郡月夜野町下津

須田武雄 势多郡赤城村津久田

林 勉吉 利根郡昭和村貝野瀬

狩野敏次 芝浦工大建築学科学生

敷田伝三郎 武藏野美術大学建築学科学生

現地調査は、景山氏が聞書調査（9月22日～24日）、竹内、加藤両氏が建築の図面作成及び写真撮影を行ない、（11月10日～12日）萩原氏は両者に参加した。

本書の作成には、第一章 概観を萩原氏、図面及び写真は竹内、加藤両氏、建築の概況を竹内氏、舞台の沿革、舞台に関連する芸能、関係資料を景山氏が担当した。

また、編集は景山、竹内、萩原氏が、校正は景山氏及び県文化財保護課員が行なった。

地元協力員は、次の各位である。記して謝意を表します。（敬称略）

津久田人形舞台

赤城村教育委員会 須田武雄、角田崎治、角田広幸、島山庸一

貝野瀬の舞台

昭和村教育委員会 林 勉吉、石井朋一、林 嘉満司、吉野卯作

下津中村の舞台

月夜野町教育委員会 内海文之助、高橋金平、深津和市

# 群馬県の農村舞台

## 目 次

### 序

### 発刊まで

概説 群馬の農村歌舞伎舞台 一現状と課題····· 5

群馬県農村舞台一覧 ······ 8

調査報告 ······ 14

I 津久田人形舞台(上の森の舞台) ······ 17

写真および実測図 ······ 17

1 舞台建築の概況 ······ 27

2 舞台の沿革 ······ 28

3 舞台に関連する芸能 ······ 30

4 関係資料 ······ 33

(付・1) 津久田人形の首について \*\*\*

(付・2) 参考文献

II 貝野瀬の舞台 ······ 35

写真および実測図 ······ 35

1 舞台建築の概況 ······ 44

2 舞台の沿革と芸能 ······ 46

(付) 参考文献

III 下津中村の舞台 ······ 49

写真および実測図 ······ 49

1 舞台建築の概況 ······ 59

2 舞台の沿革 ······ 60

3 舞台に関連する芸能 ······ 62

4 関係資料 ······ 64

5 資料翻刻 ······ 65

(1) 相定議定之事 ······ 65

(2) 天満宮修復奉加帳 ······ 66

(3) 天満宮奉加金縫合帳 ······ 67

(4) 天満宮 諸入用控帳 ······ 68

(5) 天満宮再建神楽殿入用帳 ······ 69

(付) 参考文献

あとがき ······ 71

## 概 説

### 群馬の農村歌舞伎舞台 一現状と課題一

歌舞伎芝居と操淨瑠璃人形（人形芝居）が上方から関東地方に移り、江戸の庶民の支持を受けて急速に発展したのは多分江戸時代の初期であろう。群馬県は江戸に20~30里（80~120キロ）の地に在り、しかも旧東山道、鎌倉街道のあとを受けて、東海道と並ぶ幹線であった中山道の通過地であり、江戸と裏日本を結ぶ三国街道の経過地であったから、上方と江戸の文化の流れを早くに吸収できる条件下におかれた。当然歌舞伎芝居や人形芝居が注目されるはずである。県内の地方史料をみても、元和2年に沼田城下の沼須で、領主の真田信之が歌舞伎・曲芸を招いている（古今沼田真田記）から歌舞伎の歴史は古い。

一方伊勢信仰が盛んになるにつれ、関西方面への旅に出かけ、琴平詣うをする機会が多くなったから、芝居や人形の盛んな有様を見て、自分の村でもやってみようとする者が多くなり、歌舞伎芝居や人形芝居をやるようになったのであろう。しかし、地巡りの旅役者の一座を雇い上げるにしても、人形芝居の一行を雇い上げるにも、莫大の費用を必要とする。その費用を捻出するためには、財政的にこれをまかなうものがなければならない。群馬県は、江戸時代において、全国屈指の蚕糸・織物国として知られた。しかも、生産農家が、原料生産（第1次産業）のマユを生産するのみでなく、これを一次加工（第2次産業）として、生糸とした、製糸業が盛んであったことは、「上州座縁」の歴史を見ても明らかである。加工された生糸はもはや原料ではなく、商品である。原料の生産で買いた

トされるとき、これを加工して生糸としたことは大した方法であった。ところが、生糸も半分は原料的要素を持っているから、決して完全な商品でない。そこで、群馬県の生産農家は、自分の手でさらに第二次加工して織物とした。織物はもはや完全な商品である。このように近世の群馬の基幹産業の特色は、生産農家の手による第一次から第三次産業までを一貫してやれたという点にある。このことは、群馬県の農村が経済的に豊かになる産業構造のもとにおかれていしたことの証左である。言い替えれば芝居や人形芝居のような娯楽を、現金でまかなうにふさわしい条件を備えていたのである。

街道の影響と蚕糸織物業の支え——この二つの条件は、娯楽的要素の強い芸能を発達させることに欠くことのできない条件であった。もちろん、他の県の場合でも、それぞれ盛大であった背景があったはずであるが、群馬県の農村歌舞伎舞台においても、こうした地域の背景なり基盤なりを無視することはできないのである。

群馬県の農村歌舞伎舞台の分布やその建築的特色、芸能社会学的な考察をする前に、一つの考察をしておくことにする。それは、すでに試案として「郷土芸能と行事」に発表したのであるが、「舞台」という地名と現物の舞台の分布をドット・マップにつくってみた結果、一つの傾向が現われた。それは、(1) 赤城山、榛名山の線を境界線として、平坦部には地名の「舞台」が多く見られる。その代り、現物の農村歌舞伎舞台がほとんど違

されていない。

(2) 赤城山、子持山、榛名山の自然の障壁の山間部には、地名の「舞台」はほとんど見られず、その代り現物の舞台が数多く遺っている。

これから見ると、平坦部は「舞台」の地名が多く、山間部は現物の舞台が多いということになる。この事実をどう解釈するかであるが、一つには、歌舞伎が最初平坦部からはやり出したと仮定する。しかし、常設舞台をつくれず、ある場所を定めておいて、その都度掛け舞台を架設したから、その場所を「舞台」と呼ぶようになったのではないかということである。しかしこの仮定は、その後桐生市梅田町や佐波郡境町などの調査で、平坦部にも明治期のなまばらまで常設舞台のあったことが確認され（『梅田町の民俗』『境町の民俗』筆者稿参照）、かならずしも平坦部には舞台がなかったとは言えない。しかし、概して平坦部は現実に現物の舞台のないことは認められる。

山間部は、遅く芝居が流行したことと、平坦部とちがい、買芝居ではなく、自主芸能が盛んになり、地芝居熱が上がったために常設舞台が流行的に建てられたと見るべきであろう。平坦部は明治期以降急速にあたらしい娯楽が入ってきたために歌舞伎熱が冷めてしまったことに対して、山間部は新しい娯楽が入り込まず、保守的な意識とともに地芝居が命脈を保ってきたと言えよう。

次に、建築の立場から群馬の農村歌舞伎舞台についての概観をみるとことにして。群馬県の農村歌舞伎舞台の最初については全く不明である。現存する舞台とこれに関する文書・記録などから見ると、化・政期と言われる江戸時代のらん熟期の一時期とされる文化・

文政時代に特に建築されたものではあるまいかと思う。勢多郡赤城村上三原田舞台が最盛期のものであろうと思われる。江戸時代中期頃から建設されはじめたのが、化・政期に最も盛んになったと思われる。ところが、化・政期の奢侈から、風俗頗るとみた幕府は、天保時代に老中水野忠邦が「天保の改革」の強制政策をとったときに、地芝居は情農を生み男女の徳道を頗るとしてかなり地芝居を弾圧したことはすでに知られている通りである。次に掲げるのは、群馬県でも僻地の中に入る生産性の低いしかも交通不便な村である吾妻郡嬬恋村三原と、同郡六合村赤岩で、天保の改革の弾圧で歌舞伎舞台を破却した関係文書である。

#### 差上申詫書之事

一 此度開東御取締出役様方より敵敷被仰付候ニ付村方鎮守熊野宮神前御両公（注湯本伝左衛門と鏡学院）所持之地内ニ建置候日待小屋に類し候狂言舞台、当九月三日村中罷出取潰し候節、右財（材）木荷物方より金式分武朱にて、拙者買取申候て、直ニ其場ニ積置候處、一体此地所之儀者御両公持主ニテ、先年若物より一札差入、日待小屋と唱へ舞台相連借地罷在候處、此度取潰し候ニ付、若物へ先年之証文御届し被成、地所亦以御両公所持ニ相違無之ニ付、（以下略）

天保十三年寅九月五日

詫人 佐兵衛@

受人五人組總代

新左衛門@

鏡学院様

御医師 伝左衛門様

この文面によると、天保13年に、関東取締出役の敵命で、赤岩村の狂言舞台を取潰したことは明らかである。「日待小屋」程度のものというだけで、規模その他は不明であるが、おそらく化・政期の建設であったろう。また次の文書は、吾妻郡嬬恋村三原の区長文書の中にあるものであるが、

### 御届ケ申一札之事

今般御取締役安藤源一郎様被成御題村、邑々ニおいて狂言舞台建置候様被及御聞ニ、右は心得達ニ付早速取扱候様被仰渡難被成御達ニ候ニ付、字河原宣地の場所ニ建置候舞台、昨廿九日迄村中罷出、残らず方付申候處相違無御座候。此(段)御届申候。

天保十三寅年八月

赤羽根村

三判(三段署名)

大戸寄場御惣代中様

天保13年8月に、舞台を取潰してしまったことが明らかである。赤岩村では、天保13年に取潰したあと、嘉永年間に新築しているが、間口6~7間、奥行4間位あった。縁の下が高く、立って歩ける位あったという。この舞台は昭和20年直後まであった。弾圧されてもまたすぐ再建した事実が明らかで、このことは他の地区的歌舞伎舞台建築年代を考える有力な一つの資料となる。おそらく、天保の改革時に相当数の舞台が潰されたことであろうと思われるから、現存するものはその後の再建を見る有力な証左となるのである。上三原田舞台の文政3年建築がのこり得たことをどう解するかであるが、現在地に移す以前は寺の境内にあったというからそこに何らかの理由があったのか、或いは天領と私領で、弾圧に差があったのか明らかでない。概して天保の改革の風俗取締を群馬の農村舞台建築史では重視しなければならない。

ただ、多野郡上野村乙父の貫前神社の舞台は、小屋組の東柱に棟札代りの墨書きがあり、

天保十二年丑二月吉祥日

抜鉢宮拝殿建立之 郡中安全大叶

楨方 田邑 代吉

同 田邑 藤蔵

田邑謙之丞

大工 黒沢 倉蔵 小須田周兵衛

落合慶四郎 藤巻仙太郎

とあり、吾妻郡の舞台が取潰しになる前年に新築していく今まで保存されているから一概には言えない。

群馬の農村歌舞伎舞台の研究は、昭和21年頃からである。民俗芸能の調査に伴って行われた。最初は建築史家は加わらず、歌舞伎、村芝居の研究者が所在調査をかねてやっていた。そのあと、前橋市立工業短期大学の松崎茂教授が本格的に研究対象として専門的に研究調査が進められた。氏はこの研究で工学博士の学位を与えられた。全国的にも群馬の一斉調査は先駆的であった。ことに、日本演劇学会が毎年群馬県を対象として現地調査をされたことも大きな刺激となった。現在松崎氏の調査に加えて、筆者や各市町村誌の中にはじめて報告されたものや都市部のものを加えると、現存するもの、廃絶したもので150を超える数が確認されている。今後もさらに廃絶した分、調査洩れの発見される可能性はある。

共通した型式を見ると、現存舞台はほぼ類型化していると思われるものが多い。間口は大体5間型式が多く、四方吹抜けで床と柱と屋根のものが多い。江戸や関西の舞台の影響を受けて、二重の回転装置をつけたものが利根郡地方に多い。一方上三原田の舞台のような特殊なしかもすぐれた回転機能をもつものがあるが、利根郡月夜野町小川島舞台は、ナベヅタがT字型になっていて、芯棒に挺子をつけて回転させるものもある。組立式が意外に多かったことも確認されているが、これは常設では腐朽が早いのに比べ、組立式は部材を保存格納できる強味と、他村へ貸与することができたから、村の収入を考えて援助できる目的でつくられたものが多い。この組立式の中にも、小川島型のものがある(前橋市上

泉町）。建築年代はほとんど不明のものが多く、判定に苦しむ場合が多い。現存するものは案外旧幕藩体制のものより、明治2年以降のものが多いと推定されるが、もちろん決定的ではない。

建築学の立場からの農村歌舞伎舞台に加えて、襷（ふすま）や背景、引幕、大道具、小道具、椅子、下座などについてもさらに調査を進めないと手落になるおそれがある。勢多郡富士見村横室の古い椅子の中の衣裳は、すでに県指定重文として保存に万全を期しているが、襷や引幕、下座なども一齊調査して、重要なものを保存してゆく必要があるし、セリ出し回り舞台の如きも、完全に復原してその方法を記録しなければわからなくなるなど、今後の懸案が山積している。

さらに、舞台周辺資料としての文書・記録のごとき、実際に観覧席をつくるときの昔ながらの撚ね木の技術、棟敷の織結びの技術といった面の記録作成も緊急を要する問題の一つである。蚕糸業を基盤とする村芝居そのものの伝統芸能を成立させた社会的、経済的面

の追究、義太夫や稽古の系統といった面もほとんど系統的に手をつけていない。建築を主とした調査研究を基礎として、総合的に農村歌舞伎舞台をとらえる具体策を、切に群馬に望みたいのは如上のようにさまざまの問題がまだ残されているからである。

特に、現存している舞台が、何時までも廃絶の憂き目にあわないと断言できる要素は一つもない。これを今後どう保存してゆくかも緊急を要する問題である。農村部における学校の講堂、体育館の普及や、地域公民館の設立などで、催物をする場合は古くさい歌舞伎舞台を利用する必要をなくしてきたことも、舞台の存立を危くする大きな条件である。かつての時代に、村芝居ほど多くの大衆がかかわりあいをもつものはなかったはずである。真に民衆、庶民の生活史の大きな一部分をなしていたのであるから、その真実の姿を記録し、現物の文化的遺産としてのこすためにには、早急にその対策が樹立されなければならないであろう。（萩原 進）

### 群馬県農村舞台一覧（作成・萩原 進）

#### I 勢多郡・前橋市

舞台名	所在地	存 イ ロ ハ	廃 年 代	建 築 代	廃絶年代	型式	摘要 要
上三原田	赤城村上三原田	○ ○ ○	文政2頃			地芝居常設舞台	昭和35・6国重要民俗資料指定
上野	同 北上野	○				同	
勝保沢	同 勝保沢 兼訪神社境内	×			大正7	同	
見立	同 見立 見流神社境内	○				同	公民館に改造
溝呂木	同 溝呂木	○				同	
宮田	同 宮田	×			大正8	同	

狩野々	赤城村津久田字前田八幡宮境内	○ ○ ○			常設舞台	床上の二重の回転様式造る
上の森	同 津久田八幡宮境内	○ ○ ○	文化8		同	群馬県指定重要文化財 人形芝居用に改造
下の森	同 津久田赤城神社境内	○ ○ ○			同	
深山	同 深山 双永寺境内	○			同	
猫	同 敷島字中谷戸御前神社境内	○			同	猫の大字名を現在敷島と改める
辻	同 長井小川田八幡宮境内	○			同	
棚下	同 棚下 大山祇神社境内	○			同	
昭雲館	同 長井小川田	×		大正初期工場に改造	同	
水沼	黒保根村水沼	×			同	
湧丸	同 湧丸 医光寺境内	○			同	
清水	同 清水	×			同	付近に「舞台」の地名あり
田沢	同 田沢	×			同	
柏倉東	宮城村柏倉諏訪神社境内	○			同	セリ出あり
柏倉西	同	○			同	
市之関	同 市之関 住吉神社境内	×		昭和28解体	同	
大前田	同 大前田	×			同	
小室	北橘村南室	○			同	保育園に転用。回りにハネカエシあり
上南室	同 上南室	○		大正4.4.2焼失	組立式舞台	「北橘村の民俗」所収
上箱田	同 上箱田	○			常設舞台	「北橘村の民俗」所収
石井	富士見村石井瑞應寺境内	×		化・政期 明治30解体	同	
漆窯	同 漆窯 長桂寺境内	×		同	組立式舞台	
市之木場	同 市之木場 諏訪神社境内	×	幕末～明治初期	昭和20解体	同	
山口	同 山口 子安観音境内	○		同	同	
米野	同 米野 諏訪神社境内	×		明治17焼失	同	
原之郷	同 原之郷字中富士原神社	×	化・政期か	昭和19処分	組立式舞台	二重回転装置ありしという

原之郷	同 原之郷字 西原円龜寺境内	×		化・政期 と推定		常設舞台	
小暮	同 小幕字八幡 小暮神社境内	×		幕末～ 明治初期	明治28解体	同	
小沢	同 小沢 八幡神社境内	×		同	明治40解体	同	
田島	同 田島 長泉寺跡	×		明治2	明治40解体	同	
引田	同 引田字高橋 本光寺	×		化・政期 といふ	明治18焼失	同	
横室	同 横室 昌福寺境内	×		幕末～ 明治初期		同	
不動堂	同 時沢 不動堂	○	明治2年頃か			組立式舞台	解体したまま道具 小屋に収納
徳沢	同 時沢字前山 觀音堂境内	×		同	昭和4解体	常設舞台	
横室	同 横室	×				組立式舞台	
前原	前橋市上大島町 琴平神社境内	○				同	
すぐろ	同 上長穂町 すぐろ	○				常設舞台	
下長穂	同 下長穂町 種荷神社拝殿	○ ○ ○				神社拝殿が舞 台となる	操式三番の舞台と して利用
上泉	同 上泉字城	○ ○ ○				組立式舞台	県指定郷倉に一部 収納・独楽式回り 舞台
上沖	同 上沖町	○				常設舞台	
小坂子	同 小坂子 福徳寺境内	○				組立式舞台	収納小屋に収納
細井	同 細井町 八幡宮境内	○				常設舞台	
川内	同 川内(旧 南橋村)					同	
北代田	同 北代田町					同	

## II 利根郡・沼田市

舞台名	所 在 地	存 廃			建 築 代	廃絶年代	型 式	摘 要
		イ	ロ	ハ				
村主 (すぐろ)	月夜野町上津 村主八幡社境内		○	○			常設舞台	社務所に使用、セ リ出有
上津	同 上津	×					同	
塙原	同 上津 塙原八幡社境内	×					同	
下津中村	同 满宮境内 下津中村	○	○	○			同	二重の回転装置造 る、セリ出あり

下津小川島	月夜野町下津字 小川島 若宮八幡境内	○	○	○			常設舞台	奈落に独楽式回り 装置遺る 昭和40.7.23 県重 文指定
小川	同 小川 若宮八幡宮境内				月夜野の宿 に移築		組立式舞台	
石倉	同 石倉 石倉神社境内	○					常設舞台	セリ出有り
和名中 (わなじょう)	同 和名中 八幡宮境内	×					同	
下牧	同 下牧 牧野神社境内	○	○	○			同	人形芝居に現在流 用
政所	同 政所	○					同	
師	同 岳林寺境内	○					同	
月夜野	同 岳林寺境内	○					組立式舞台	
相模	新治村相模 山王神社境内	○	○	○	幕末と 推定		常設舞台	床上回転装置遺る
羽場	同 羽場 日枝神社境内	○	○	○	同		同	社務所兼集会所と して使用
布施	同 布施	○					同	
須川	同 須川	○					同	
湯宿	同 湯宿	○					同	
国榮館	同	×					同	
生品	川場村生品 穗高神社境内	○					同	
立岩	同 立岩	○					同	
萩室	同 萩室 諏訪神社境内	○					同	
湯原	同 湯原 穗高神社境内	○					同	
谷地	同 谷地	○					同	
大原	利根村大原	○					同	
多那	同 多那	○					同	
高平	白沢村高平	○					同	
下古語父	同 下古語父	○					同	
生越	昭和村生越		○				同	「わが赤城根村」 所収
森下	同 森下 大森神社境内	○					同	

永井	昭和村川額字永井	○					同	
川額 (かわはけ)	同 川額 神社境内	○					同	
貝野瀬	同 貝野瀬 武尊神社境内	○	○	○			同	中央割拝殿式、回り舞台道具あり
糸井	同 糸井 小高神社境内	○					同	
土出	片品村土出	○					同	
鹿野沢	水上町鹿野沢	○					同	
湯檜曾	同 湯檜曾	○					同	
閑ヶ原	同 藤原字閑ヶ原 諏訪神社境内		○				同	「水上町の民俗」 所収 四方吹抜きのまま
川上	同 川上 諏訪神社境内		○				同	同 上
横塚	沼田市横塚	○					同	
上沼須	同 上沼須町	○					同	
上久屋	同 上久屋町	○	○				同	中央割拝殿型式
下久屋	同 下久屋町	○					同	
上川田	同 上川田町	○					同	集会所に利用
下川田	同 下川田町	○					同	同 上
上発知 (かみほっち)	同 上発知町 神社境内	○					同	
中発知	同 中発知町	○					同	
奈良	同 奈良町	○					同	
秋塚	同 秋塚町	○					同	
岡谷	同 薄根町岡谷	○					同	

### III 吾妻郡

舞 台 名	所 在 地	存 廃	建 年	築 代	廃絶年代	型 式	摘要
		イ ロ ハ					
横尾	中之条町横尾 和利神社境内	○ ○ ○				常設舞台	集会所に利用、旧型を遺す
三島	吾妻町三島	×				組立式舞台	
大前	嬬恋村大前	×				常設舞台	
赤岩	六合村赤岩		×	化政期か	天保の改革 令で13年取 消す	同	「六合村の民俗」 所収
中居	同 三原		×	同	同	同	同 上
与喜屋	長野原町与喜屋		○			同	

## Ⅵ その他の

舞 台 名	所 在 地	存 廃	建 年	篆 代	廃 绝 時 代	型 式	摘 要
		イ   ロ   ハ	○	天保12.2 東に墨書き 銘		常設舞台 (6×3間)	観覧席の棟数部分 を遺す「上野村の 民俗」所収
乙 父 (おっち)	多野郡上野村乙父貫前神社境内					同	
川 和	同 川 和	○				同	
桑 原	富岡市桑原	○				同	
南 牧	甘楽郡南牧村	○				同	
宮 泽	群馬郡柳名町 長光寺境内		×		明治中期	同	「久留馬村誌」所 収
下 長	同 本郷字下長		×		同	同	同
稻 荷 台	群馬郡群馬町稻荷台		×		太平洋戦争 中処分	組立式舞台	「国府村誌」所 収
浅 部	相生市浅部		×	天保15?		常設舞台	「梅田町の民俗」所 収・大道具引幕など 現存
上 武 士	佐波郡境町上武士		×			組立式舞台 (廻り舞台)	「境町の民俗」所 収・下座、引幕など 現存
平 塚	同 平 塚		×		明治35?	組立式舞台	同 上

### 注

- 存廃の項のうち記述を次の如くした。  
 イ……松崎茂著「日本農村舞台の研究」に収められた群馬県舞台一覧表を参照した。  
 ロ……他の市町村誌や民俗調査の報告書などで確認されたもの。  
 ハ……萩原がその後調査確認したもの。  
 ○……現存する。  
 ×……廃絶したもの。
- 各舞台の規模・特長・関係資料・事項などは詳記できなかった。「摘要欄」もごく重要なも
- ののみにとどめた。
- 現存と廃絶については全部について昭和48年1月現在の確認はできなかった。
- 主な参考文献  
 松崎 茂 日本農村舞台の研究  
 萩原 進 郷土芸能と行事—群馬県群馬県教育委員会編 民俗調査報告書のうち、六合村、水上町、境町、北橘村、梅田町、上野村の各町村のもの  
 町村誌 県内各町村の町村誌類。（書名略）

## 調　　査　　報　　告

1 津久田人形舞台

2 貝之瀬の舞台

3 下津中村の舞台

## 凡 例

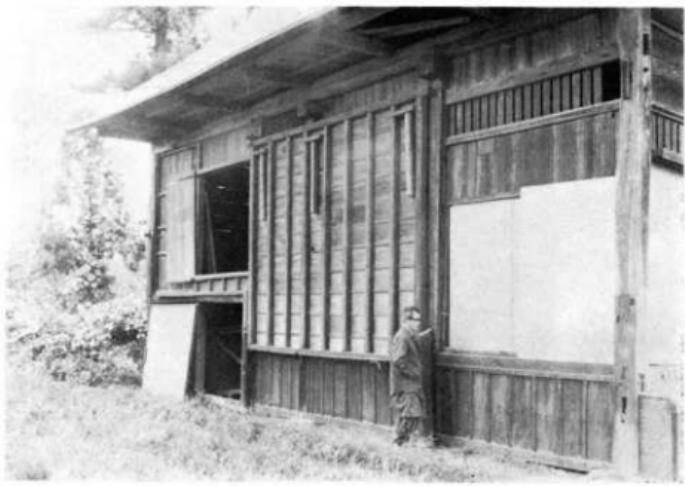
1. 本項は、昭和47年度群馬県農村舞台緊急調査において精査の対象とした、「津久田人形舞台（上の森の舞台）」「貝野瀬の舞台」「下津中村の舞台」の3棟について、調査の結果を各舞台ごとに報告するものである。
2. 報告は、写真、実測図、記述から成る。はじめに写真および実測図によって建築に関する様相を示し、そのあとに記述による報告をまとめた。
3. 実測図は、配置図、平面図、立面図、断面図、伏図の5種に大別される。
4. 記述による報告は、舞台建築の概況（一般事項・規模・構造）、舞台の沿革、舞台に関連する芸能、関係資料の4項目に大別してまとめたが、小項目は各舞台の実情に応じ必ずしも一様ではない。
5. 各項目の末尾に、実測図作成者名、執筆者名を（ ）内に示した。

# I 津久田人形舞台（上の森の舞台）

〔所在地〕勢多郡赤城村津久田上の森 津久田八幡宮境内



舞 台 全 景

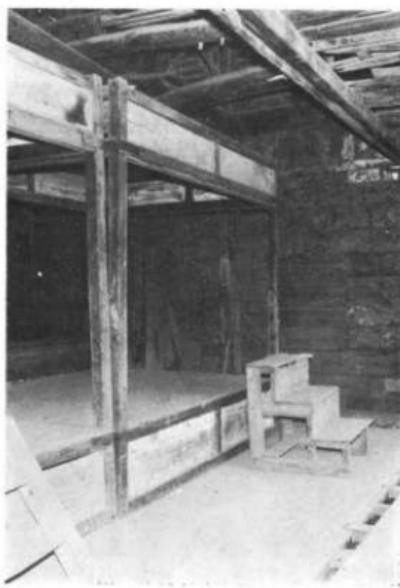


側 面 ガ ン ド ウ

裏側ガンドウ



二重台

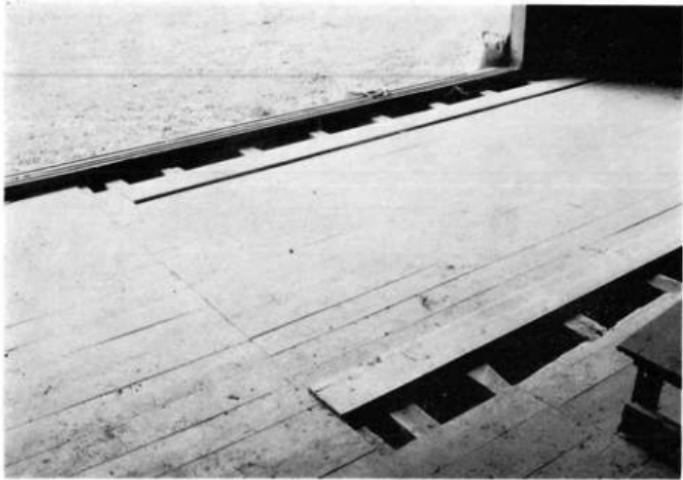




上段部分梁組



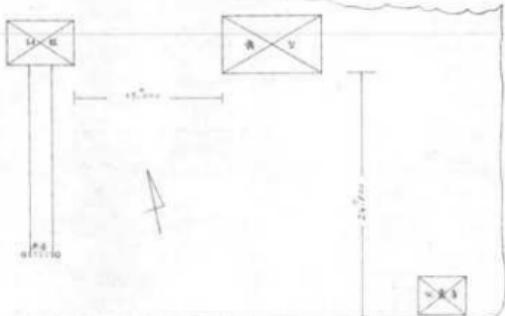
小屋組(真束)



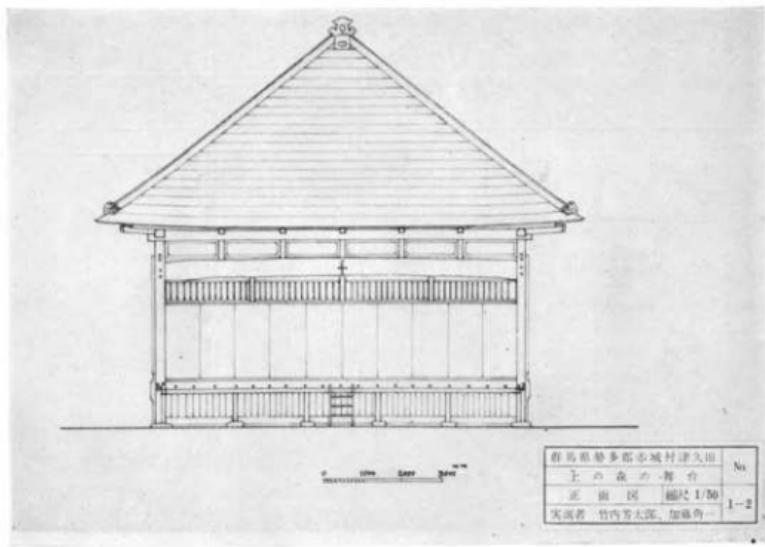
舞台より舟底を切り落す



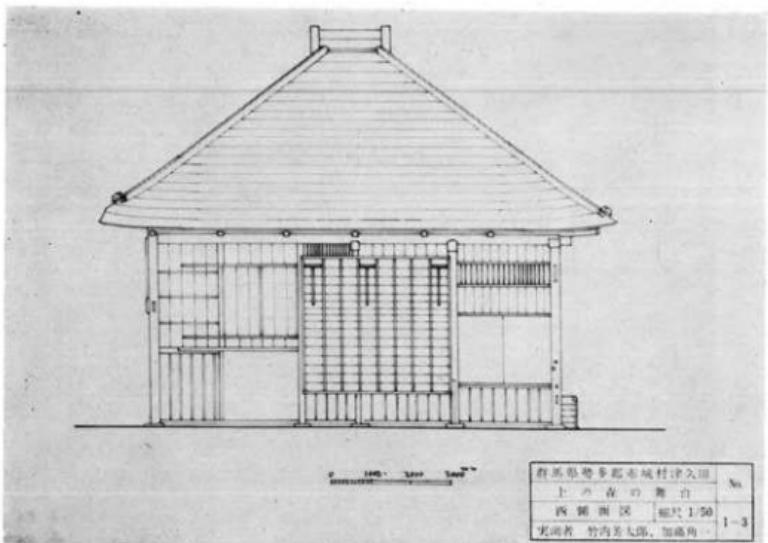
上段床下に保管される花橋桟



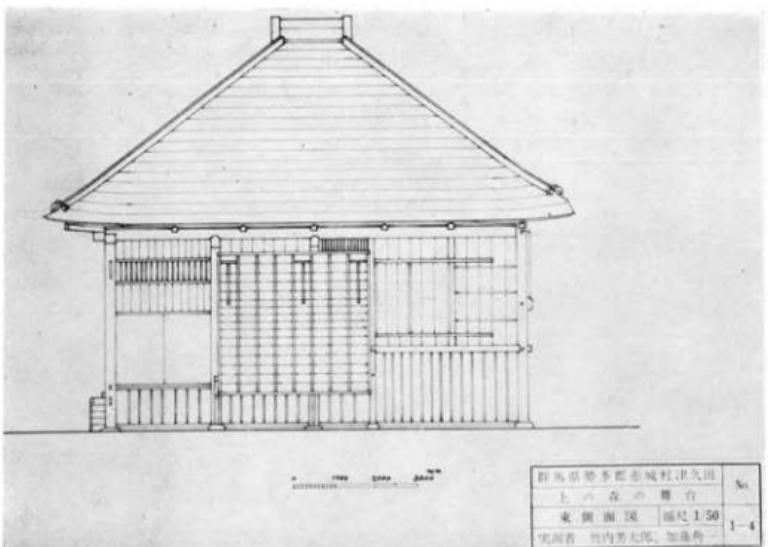
配 置 図



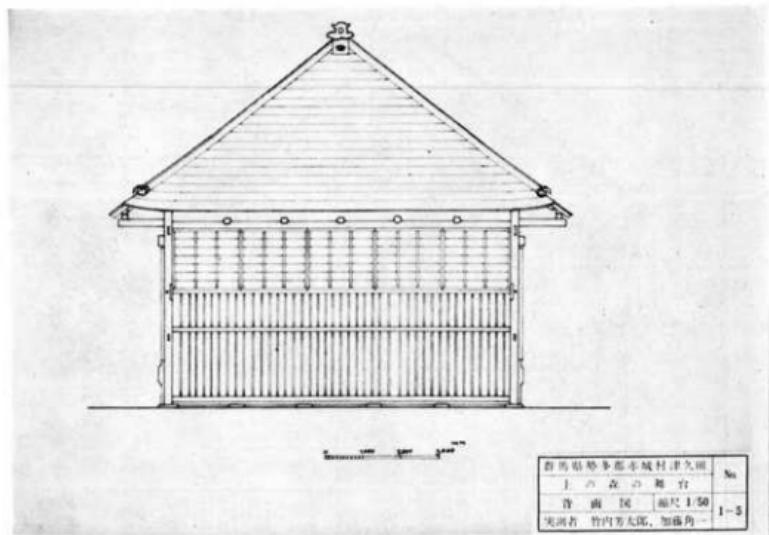
正 面 図



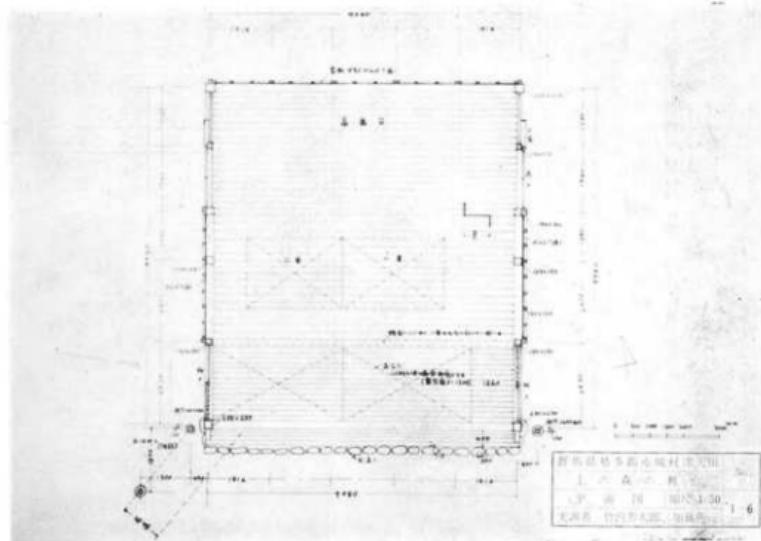
西側面図



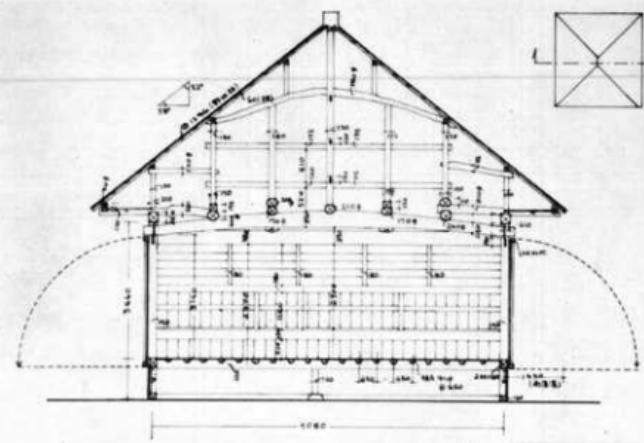
東側面図



背面図

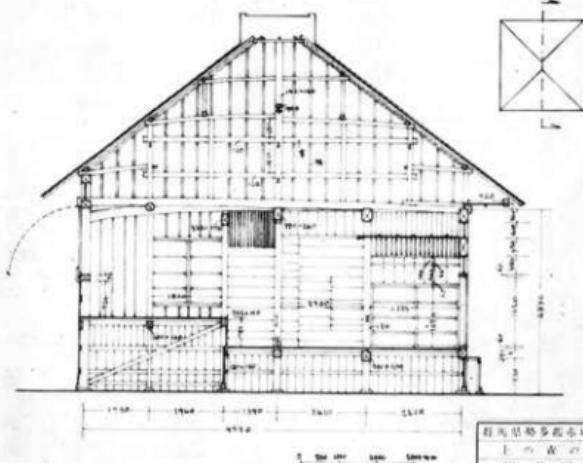


平面図



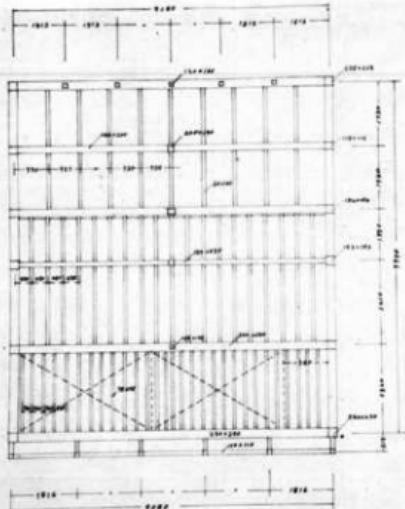
群馬県多胡郡東城村津久田  
上の森の舞台  
断面図 比例 1/50  
実測者 竹内芳太郎、加藤角一  
No. 1-7

断面図



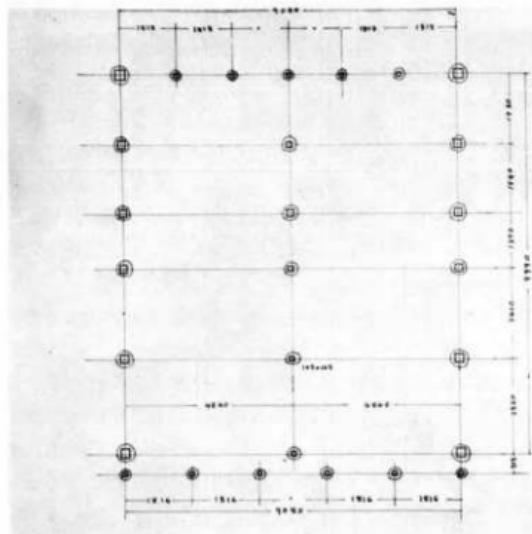
群馬県多胡郡東城村津久田  
上の森の舞台  
断面図 比例 1/50  
実測者 竹内芳太郎、加藤角一  
No. 1-8

断面図



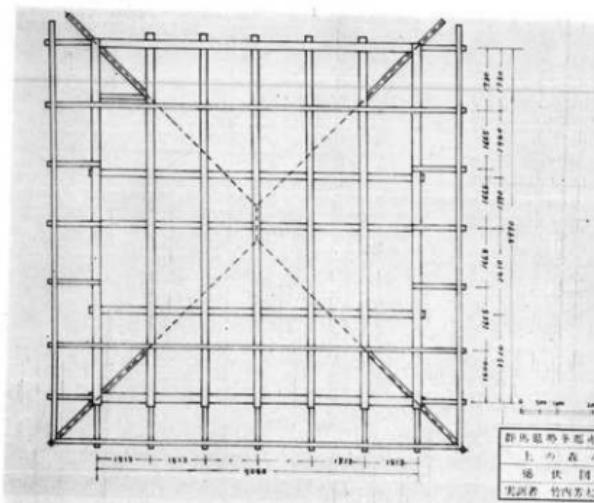
群馬県多胡郡城村津久田	No
上の森の舞台	
基礎図	[縮尺] 1:50
実測者 竹内芳太郎、加藤角一	1-9

床 状 図

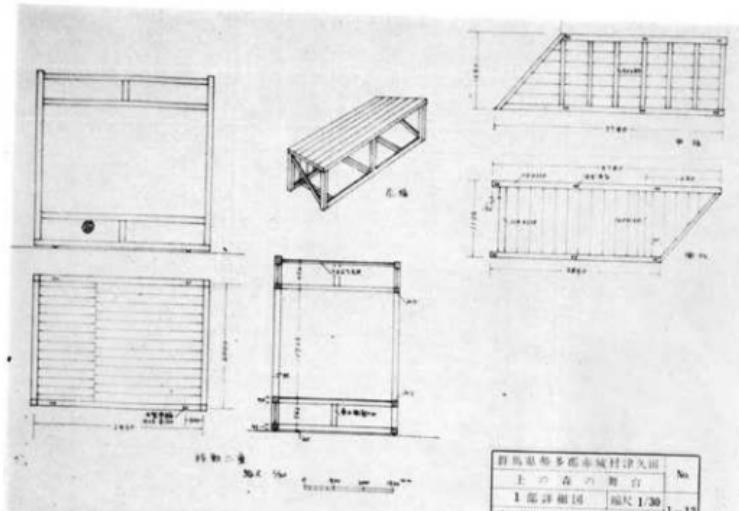


群馬県多胡郡城村津久田	No
上の森の舞台	
基礎図	[縮尺] 1:50
実測者 竹内芳太郎、加藤角一	1-10

基 础 状 図



梁 伏 図



1 部 詳 細 図

(竹内芽太郎・加藤角一)

## 1 舞台建築の概況

**一般事項** 舞台は八幡宮の境内にあって、社殿（あまり規模は大きくない）と併列し、南面している。人形舞台が主目的であるが、歌舞伎芝居も演じられたことがある。

前面には約870m<sup>2</sup>ぐらいの広場があり、その1隅には、県指定の多数の人形を保管している収蔵庫が設けられている。

舞台は元来屋根は草葺きで、形式は寄せ棟であった。寄せ棟といつても平面形が正方形に近いので、棟の長さは極めて短くなる。従ってあたかも方形の如き相を呈している。妻入り形式である。

数年前に改装したため、今日ではトタンの平板葺きになっている。

**規模** 舞台の規模は、間口9.08m、全体の奥行は9.99mである。舞台前面には床面から29cmさがったところに巾45.5cmの幕走りと思われる濡れ縁が設けられているが、もうこの用途は忘れられてしまった。

舞台前面から深さ6.32mまでが本舞台であって、それから床はさらに約79cmばかり高く上段になっている。その上段の奥行は3.67mである。そこが歌舞伎芝居を演ずる場合には、楽屋に用いたらしいが、そうでないという説もあって判然としない。

**構造** 本舞台の前面7.60m×2.15mの部分の床は、本床から切り離して、大きく2枚の床になっている。人形芝居上演の際には、この部分を床下に切りおとして船底にする。地面に直接床根太が接することになるので、船床は舞台の床面から約1.10mぐらい低くなるわけである。

その奥に現在2台の二重台が置かれている。その大きさは2.83m×2.00mで、床の高

さは56.2cm、その上に柱組がある。その鴨居までの内法の高さは1.725m全体の高さは2.707mになっていて、上には竿縁天井が張ってある。

舞台框の見付けには、約50cmぐらいの間隔に、ほぞ孔のようなものが19ヶ所掘られている。あたかも根太を入れにして差し込んで、前舞台でも設けたかのように見られる痕跡がある。しかしその用途については、これまた残念ながら明らかにされなかった。

舞台前面の開口部には、中鴨居まで、現在トタン張りの雨戸が入っている。そして虹梁の上ばかり、奥に向って二重台のある位置に釣つてある鴨居にかけて、巾約2.52mばかりの天井らしきものがせかけてある。雨戸をいれる以前は、床から虹梁までの羽目板戸として使用したものであるといわれている。もちろん今日でも上演の際は中鴨居を抜いてしまうのである。この部分の天井以外は、もちろん小屋組があらわしになっている。

舞台の左右で、前面に近い柱間2.52mの部分は、引違いの雨戸（トタン張り）になっているが、その奥3.80mの部分は、高さ2.80mの、松崎氏のいわゆるガンドウになっている。地元ではこれをカエシ、ハネカエシ、キリカエシなどと呼んでいる。ガンドウ返しはもちろん歌舞伎用語ではあるが、それとこれとは機械的に類似点はあつても、やはり根本的には似て非なるものがあるので、この語は使用しない方がよいように思う。やはり民間に伝承する用語を尊重すべきではないだろうか。

ここでは床板張りの部分の下枠を軸として、上部を下方に90度に倒し、舞台床面に水平にとどめ、舞台面の延長として利用するのである。

また、二重台の前面上部につられている鶴居には溝がある。これを軌条として、2台の二重台は左右に、補助舞台（ガンドウ）にまで引き分け、引き出すことができる。

舞台の背面にも、全体で5枚の押し縁下見式の板戸があつて、それがガンドウ仕掛けになつてゐる。同様に下枠を軸にはめ込み、下方に180度に開くわけである。松崎氏は同様の装置のある下の森の舞台について、これは遠見に使つたものであると解説している。しかし低い見物席からの可視線から判断すると、それにしてはやや高すぎるようと思われる。その上もし遠見だけが目的であるとするならば、舞台面の巾から考えて、中央部分だけで十分であり、背面全体を開ける必要はないのではなかろうか。あるいは上段を歌舞伎芝居上演の際の楽屋として使うとすれば、そのための採光用として、なるべく広く開口部があった方がよいとも考えられる。しかし上演がもし夜間だけに限られていたとすれば、その必要もないだろうし、また遠見としての効果も期待されない。やはりこの用途に関する疑義は残らざるを得ないわけである。

上段の部分の床下は物入れであつて、そこには直接屋外から出入りできるようになっていて、舞台からの出入りはできない。現在そこには脚付きの花道用材料が2台格納されている。

花道は舞台の下手に、その2台を接続して取付ける。現在そのための東石が残っていない。花道の見物席側の見付けは、幕を張つて脚を隠すことになっているが、その裏側にそって、下手からはやし座を臨時に仮設する。もちろん花道の高さに床をそろえる必要があるので、そこにも床を仮に設けることになるものと思われる。

これに対して上手には太夫座が、やはり斜めに仮設されたわけであるが、そのための一部の東石が残存しているだけであつてその規模などは不明である。

ところで歌舞伎芝居を上演する際は、船底はあげて舞台と同一レベルにする。しかし舞台床から虹梁までの内法は2.45mしかないのと、上演にはかなり窮屈であろうと思われるが、見物席は低いので、あまり支障はないという説明であった。

なお歌舞伎芝居の場合は、花道が利用されるのは当然であるが、人形芝居を上演する際にもそれが使われることがあるといふ。しかし舞台框は切り取るようになつていて、船底から、どのようにして花道に連絡するのか、不審であるので聞いてみたが、納得のいく回答はなかった。あるいは框はそのままにして、その下の板をはずして、その下をくぐって行くのかも知れない。

見物席としては、もちろん前面の広場が用いられる。そしてやはり大きく臨時に屋根をかけ、時には周囲に棧敷をかけたり、たべ物の露店がならんだこともあったということであった。（竹内芳太郎）

## 2 舞台の沿革

津久田人形芝居の歴史は、後述するように享保年間まで遡って確証をみることができるが、今次緊急調査の対象とした、津久田・上の森の舞台は、今までなく享保期の人形芝居とは直接関係がない。現存舞台の建築年代を実証するに足る棟札あるいは墨書きなどの直接資料は見当たらない。しかし、『敷島村誌』（昭和34年12月刊）によると、『萬留記』（通称・村日記）という文書に、

「文化八九年、名主清左衛門、組頭五衛

門、当所八幡宮森舞台造立仕候」  
という記載があるのに基づき、当該舞台の建築年代を文化8年としている。

この『萬留記』は、その後所在が不明となり、遺憾ながら今回は原本を披見することができなかったが、この記載のとおり、文化8年に八幡宮境内に舞台が<造立>されたことは事実であろう。しかし、この文書の記す舞台が、現存の舞台そのものであるか否かは、一応吟味を要するところである。他に資料がないかぎり、口碑によらざるを得ないのであるが、今回の調査協力者のうち最年長者は、明治30年生れの角田崎治氏で、同氏は津久田人形芝居の伝承者の中でも最長老である。本稿では、同氏と、郷土史の研究家で『敷島村誌』の編纂にも当たられた須田武雄氏からの聞書きを中心に、当該舞台の沿革についてその概略を記しておくことにする。

概説にも述べられているように、上州の村芝居は、天保の改革に際しきびしい弾圧を受けて、それまであった農村舞台を解体して破却した例が多い。しかし、上の森の舞台については、そうした話は伝えられていない。舞台の現状は、修築の跡を多く留めているが、幕末乃至明治期に舞台を破却したとか再建したとかいった口碑伝承のないところをみると、現存舞台の建築年代は、『萬留記』の記載によって、文化8年と推定してさしつかえはなかろう。とすれば、これまでに確認された群馬県下の農村舞台の中では、建築年代の最も古い舞台ということになる。なお、当地には、宝曆6年8月という年月を染めぬいた引幕が残存している。この引幕の幅は、はからずも現存舞台の間口に適合する寸法である。おそらく、当該舞台造立の前にも同規模の舞台があったのであろう。後述の資料『操

新人数入後諸道具之覚」にも、「申(元文5年)四月八日／ふたい仕直し云々」の記事があり、古くから人形芝居のための舞台のあったことが知られる(常設か掛小屋式のものかは明らかでないにしても)。

上の森の舞台は、歌舞伎と人形芝居の兼用となっている。その構造が当初以来のものであるのか否かは、この舞台の沿革のうえで触れないわけにはいかない。須田氏は、当該舞台は歌舞伎上演を目的として建てたもので、のちに阿波系統の人形芝居が入ってきたので、人形芝居の上演に必要な舟底も設けられるように改築したのではないかと推測しておられたが、角田崎治氏は、床板をうける根太(横木)が取りはずしできるように切り込みがしてあるのは、後年の改修ではなく、当初からのものと思われ、従って、当該舞台は、初めから歌舞伎・人形芝居兼用の舞台として建てられたのではないかといわれる。この点は「建築の概況」にも述べられているとおりである。当地の人形芝居は、当該舞台の建築年代と推定される文化8年よりもはるか以前から伝承されており、その点からいっても、むしろ人形芝居を主体とした兼用舞台として建てられたものと見てよいであろう。

建築当時のエピソードらしいものは全く伝えられていない。また、その後の補修などに関する記録も、昭和31年の屋根の改修まではほとんど伝えられていない。しかし、昭和31年の改修に必要な資材として豊富な共有の山林（組山の木）の木を用い、足りないところを組の各戸の寄付によったということで、山林資源に恵まれた当地では、舞台創建の時も大体同様の方法によったのではないかと、当地の人々は想像している。

昭和31年の改修までは、舞台の屋根は藁葺

であった。藁葺のときは屋根組みの資材が竹であったが、それを木材に変え、藁葺を廃してトタン葺きに改めたが、屋根の形態は原型をとどめるように配慮したという。改修の経費などについては、『組頭引総文書』の中に記録がある。

当該舞台は、人形首とともに、昭和26年10月5日付をもって群馬県重要文化財に指定されたが、この指定を受けるまでは、建物を舞台としてばかりでなく、集会所として使用することが多かったので、そのころは舞台の開口部にはガラス戸がはめ込んでいたという。現況は、トタン覆いのしてある板戸が10枚たててあり、保存に考慮が払われている。

昭和41年に、人形首をはじめ、人形に関係する器物・衣裳などの保存庫が境内の一角に建てられたが、これに統いて舞台の床板も新しく張り替えられた。(景山正隆)

### 3 舞台に関連する芸能

当該舞台は、前項にも記したように、歌舞伎と人形芝居のいずれもが上演できるように建てられたもので、従って、舞台に関連する芸能は、歌舞伎(地芸居=上州ではたいてい「地踊り」と称している。買芝居=上州では、「芝居」といえれば一般に買芝居を指す。)と人形芝居である。

当地の歌舞伎と人形芝居のいずれが先に発祥したかはつまびらかでないが、資料によるかぎりでは、人形芝居はかなり古く発祥したことが知られる。その資料は、享保8年7月に記された『八幡宮操新人数覚帳』と、享保18年8月に起筆し、宝曆6年8月の舞台引幕出来の記録に終る文書『操新人数入後諸道具之覚』の2点である。この貴重な資料は、昭和24年ごろ、群馬県教育委員会の実施した文化財調

査の際に、津久田人形の首をはじめ一式を代々保管してきた角田家(当主広幸氏)の倉を整理点検することになり、その過程において見いだされたものである。その時期は昭和28~29年ごろであったという。今は、「津久田人形桜座」預りの文書となっている。ともあれ、この資料によつて、津久田人形芝居は享保8年より前にすでに発祥していたことが知られる。もちろん、当時は、今日伝承されているような文楽系の3人遣いではなく、古朴な1人遣いの操人形であったであろう。津久田人形芝居の組織は、農民による村落共同体の芸能であるから、組の者であれば誰でも参加できるが、普通15才~30才の青年で組織され、「桜座」という名称がつけられている。「桜座」という名称は、宝曆6年新調の引幕にも見られ、かなり早くから付けられたものと思われる。

津久田人形芝居の沿革や様相については、すでに、萩原進著『郷土芸能と行事 群馬県』(昭和32年5月刊)の第二部各説篇に「津久田の人形芝居」と題して一項を設けて考察され、また、『敷島村誌』にも「津久田桜座人形と舞台」と題する一項を設け、24頁にわたって詳述されているので、本稿では、今次調査の聞書に基づいて近代になってからの津久田人形桜座の概略を記すこととし、消長の歴史、詳細な様相などについては前記2書に譲ることにしたい。

角田崎治氏らが直接聞き伝えている桜座の全盛期は、明治20年ごろから40年ごろにかけてで、この点については、前記2書に詳述されており、今も大切に保存されている、明治35年3月15日付で奉納された三番叟の駄馬がその盛時を偲ばせる。その後、明治末期から大正初期にかけてやや沈滞し、大正10年代に

なってから再び興隆したという。現在60才代以上の世代が青年のころ、時の指導に当たったのが、「実つあん」の名で親しまれた角田実五郎らの世代であった。

角田崎治氏が初めて人形遣いとして桜座の仲間にに入ったのは当時のことで、そのころは、稽古に入ると仕事も休んで、〈アキヤ〉=蚕室（当地方は全国でも有数の養蚕地帯である）を稽古場として1ヵ月ぐらいたれられたという。1ヵ月もの間、仕事を休み朝から稽古に専念できたのは、ひとつには雪の季節であったことにもよる。当地の人形芝居は近世から文楽風の3人遣いとなり、角田氏らの伝承している芸風・演出にも、とくに津久田人形特有のものはないという。基本的な型は、義太夫をしっかり聴くこととともに、厳格に教えられるが、あとは見苦しくないように心を配りながら、遣い手各自が工夫をして遣い方を身につけていくのである。稽古のときは、部落の人たちがよく見物に来だが、若い娘たちは、人形を見るよりも、遣い手の青年の顔を見る方に熱心であった。

太夫・三味線を当地の人が勤めたのは、角田実五郎らの世代のころまでで、その後は、猫（現在の敷島）の竹本富士太夫（高橋三郎・昭和46・1・8没）と竹本美津登太夫（狩野三平・昭和46・1・12没）に来てもらい、この二人が相次いで亡くなったあとは、美津登太夫の弟子である竹本幸枝太夫（須田幸次郎）と、富士太夫の流れを汲む太夫名不詳（高橋武雄氏）の二人に来てもらっている。三味線は鶴沢豊之助（小野貞次）で渋川の人である。囃子（笛・鉦・銅羅・太鼓など）は組にこれを専門にやる人々が2～3人いる。

人形芝居上演の時期は、八幡宮の例祭に奉

納するのが一般であった。例祭は、春（3月15日）秋（10月1日）の2度であるが、稽古の関係もあって、春の例祭に奉納するのが普通で、保存庫を建てた昭和41年には、保存庫開きを記念して10月1日に上演した。例祭の他、戦後は、敬老会その他各種の記念行事に招かれるので、年に3～4回は上演の機会があるという。昭和35年には日本教育TVに出演し、昭和46年には群馬県民会館の柿落しに出演したという。

演目は、『敷島村誌』に引用されている、池田勝氏所蔵の『芸座帳』によって知られるが、近年は漸次上演可能の演目も限られてきており、『鎌倉三代記』（三浦別）『絵本太平記』（十段目）『奥州安達原』（三段目）『寺子屋』『朝顔日記』『閑取千両轍』『玉藻前』（三段目）『弁慶上使』『皿屋舎』『堀川』（猿廻し）『三十三間堂』などであれば数日間の稽古で上演できるという。遣い手に勤め人が多く稽古の余裕がないので演目が限られるが、稽古の時間さえあれば他の演目を上演することも不可能ではないという。以上の演目のうち、十八番は『鎌三』と『太十』ということである。

奉納芝居の経費は、主として氏子の縁頭（上州では〈樽〉というところが多い。）と組の費用でまかなわれるが、村から津久田人形維持費として年に5千円の補助金を受けている。また、八幡宮からも援助費が出される。往時は、ほとんど縁頭でまかなわれ、足りない場合は組のワツケ（割付=寄付）に依った。経費の支出では人形の修理費が多くを占め、次いで他から頼んで来てもらう太夫・三味線への謝礼に多く当てられるという。

上演に際して、慣習として必ず行なわれた

のは、開幕に先だっての「三番叟」と、幕ごとの「口上」である。「三番叟」は、囃子は小鼓と笛で、「おおさんや、おおさんや云々」の寿詞は人形遣いが唱え、あとは囃子にまかせ、終りに組中の者が一同舞台に上って詠をうたうことになっている。詠の文句は、「千秋楽には民をのべ、万歳楽には命をのべ、さつさつの声ぞたのしき」というもので、このあと「手ばたき」（手打ちのこと）で舞い納める。幕ごとの「口上」は、人形遣いの古老が勤め、「幕のうちより不弁舌な口上なもって申しあげ奉ります。このところ取組み御覽に入れます淨るり外題○○○○○（くりかえす）、相動めます太夫○○、三味線○○、○○の段、そのため口上」というような口上をのべることになっている。

現在の桜座の人員は、人形師23名、道具師2名、舞台師2名、床山師1名、下方3名（ただし人形師と兼ねる）の延べ30名（実人員27名）、で、最年長者は同時に座長（指導者）でもある角田崎治氏である。

伝承の実態の記録として、次に連名・役割・年令（昭和48年1月現在のかぞえ年）を挙げておく。

○人形師：座長・角田崎治(75)、副座長・角田一男(68)、会計・角田孝一(65)、同・角田定男(66)、幹事・池田源一郎(65)、同・角田守男(66)、同・関上丑之助(64)、同・角田勝(55)、角田三作(72)、関上美津義(67)、池田照一(48)、角田定一(46)、角田弥(49)、角田年(49)、角田嘉(45)、角田哲(45)、池田弘寿(48)、角田睦雄(50)、関上貞雄(43)、池田秀雄(43)、角田清一郎(42)、角田太忠(38)、角田広幸(38)

○道具師：角田虎太郎(72)

○舞台師：角田安太郎(70)、角田義徳(70)

○床山師：池田 重次(71)

○下 方：角田 守男(66)、関上丑之助(64)  
角田 定一(46)

全盛期に比べると人員は少いが、役柄は大体きまっている。それでも、役の割り振りを決めるときには、役もめの起こらないように気を使わねばならないそうである。郷土の芸能を伝承していこうという意欲の表われと見てよいであろう。直接人形芝居に関与しない土地の人々のあいだにも、〈津久田人形はまだまだ振れるのだ〉という安心感のようなものがあり、とくに保存に力を入れなければならぬといった情勢ではないともいう。

次に、当該舞台と関係の深い芸能である歌舞伎について記しておく。群馬県下の他の農村舞台と同様に、当該舞台も、人形芝居と兼用とはいえ、当初は地芝居（地踊り）や買芝居のために建てられたのである。今回の調査協力者の方々、とくに最年長の角田崎治氏が、地芝居を見た記憶がないというのであるから、当地の地芝居は明治末期までに廃れたものと考えられる。かつては地芝居が行なわれていたことは、明治末年に94才で亡くなった池田浜五郎という人が、若いころ見合いの結果破談となったのが、その後、地芝居に立役で出演し、声もよく振りもうまかったので相手の娘さんが見直して、縁談がまとまったという挿話が伝えられていることや、角田崎治氏の先代が当地に婿に来たばかりで、〈踊り〉（=地芝居）をしない代りに〈ネコカツギ〉（=席かつぎ・客席の設営）をやらされたという話が伝えられていることで明らかである。明治20年代の末ごろのことである。その後「幽霊は出たことがあっても、芝居は出たことがない」といわれるようになつたという。おそらく、当地の地芝居は明治30

年前後に廃絶したのである。

明治30年代になってから、〈小紫芝居〉と呼ばれる一座の買芝居が歓迎されたらしい。当地の人々にとっては千両役者の芝居だったというが詳しいことはわからない。このあと10数年を経て大正2~3年ごろ、〈寿太郎芝居〉の通称で知られた買芝居が上演されたが、これも、角田崎治氏の記録には、「矢口の渡し」の出たことがおぼろげに思い出されるのみで詳細は不明である。その後、戦前には、不景気のためか、戦時体制下のためか、あるいは人形芝居の方に力が入れられていたためか、歌舞伎の買芝居は行なわれなかつたようである。そして、終戦後(昭和22、3年ごろ)、福島県から当地に来た斎藤某氏が事業に成功して、資金を出して買芝居を上演したのが、当該舞台での歌舞伎上演の最後となつた。その時来演した一座は松本錦枝一座であった。(景山正隆)

#### 4 関係資料

- (1)\*1 「八幡宮 操人數覚帳」(享保8年7月)
- (2)\*2 「操新人數入後諸道具之覚」(享保18年8月~宝曆6年8月)
- (3) 「萬留記」(所在不明・『敷島村誌』に関連事項の一節引用。)
- (4) 歌舞伎絵馬2点(年代不詳・江戸中期?)
- (5) 人形芝居絵馬1点(明治35年3月15日・詳細は『郷土芸能と行事群馬県』参照。)
- (6) 「芸座帳」(池田勝氏蔵・詳細は『敷島村誌』参照。)
- (7) 「人形鑑札入」(明治36年9月吉日・桜座連中)
- (8)\*3 「組頭引維文書」
- (9) 「人形芝居役割帳」(昭和35年3月15日・日本教育テレビ放送撮影)

⑩ 「中組祭典人形芝居役割帳」(昭和37年3月15日・県社教広報部撮影)

\*1・2 (1)(2)の文書資料は、近く三一書房より刊行予定の『日本庶民文化史料集成』の第七卷「人形浄瑠璃」に、荻原進による全文の翻刻・校注が収められる。

\*3 昭和31年に実施された舞台屋根改修工事に関する文書として、次の4点が保管されている。

- ①「文化財津久田人形舞台屋根改修許可申請書」(昭和31・3・25付、申請者:津久田人形舞台管理者代表角田鉄次郎)
- ②「文化財(津久田人形舞台)屋根改修補助金交付申請書」(昭和31・3・25付、申請者①と同人)なお、別紙「文化財津久田人形舞台屋根改修見積算書(案)」「津久田人形舞台屋根改修見取図」が付されている。
- ③「津久田人形舞台改修工事支払明細帳」(昭和31・4)これによると会計金額12万5千7百26円となっている。
- ④「中組舞台屋根改修費収支決算報告書」(昭和32・5・25、中組舞台屋根改修委員会代表・角田三作、関上茂男)

(付・1) 津久田人形の首(カシラ)について『敷島村誌』に、昭和28年1月20日調として、人形首について36体の名称(名称の種類は22)と保存の程度が報告されているが、今次の調査に当たり、保存庫に収納してある首を、右から順にカラー写真で撮影し、その数を確かめたところ、全部で37体を数えることができた。これらの首はいずれも江戸系のものと思われるが、中には文政以前のものもあると思われる。人形首の研究家斎藤清二郎氏のご考収をお願いしたところ、以下のようなご回答をいただいたので、ここに要点を記して謝意を表しておきたい。(番号は、保存庫収納の前に右から順につけたものである。名称のあとに○を付してあるのは、斎藤氏が、比

較的古型のものと推定された首であることを示す。)

(1)三枚目○ (2)猿? (3)がぶ (4)娘の子役○  
(5)檢非違使○ (6)ばば○ (7)お福 (娘の三枚目)  
(8)老け女形○ <老け女形のカシラですが、  
その性根に嫉妬・呪詛・巫祝をふくめた役柄で、  
いまの文楽首にはありません。> (9)三番叟○  
如孔明型 (10)九目の親爺○ <「大舅」と「虎王」を合わせたような感じで、九目の親爺としま  
す。> (11)金時○ (12)檢非違使 (13)つめ○  
如娘 (14)檢非違使 (15)檢非違使○ (16)白太夫  
型の親爺○ (17)老け女形○ 如動きの源太  
(18)团七○ (19)三枚目 (20)考け女形○ (21)若男  
○ 如かに系の三枚目○ (22)娘 如やさしい  
口あきの「鬼一」<如と対照的で、「鬼一」と  
「舅」の中間のカシラ。> (23)悪婆<一つ家の婆>  
○ (24)孔明 (25)文七 (26)文七 (27)娘○ (28)つ  
め○ (29)お菊<特殊かしら> (30)男の子役  
(31)男の子役 (32)八汐○

以上の名称をめぐって、斎藤氏は次のような趣旨のご意見を寄せられた。

「カシラの名称は、文楽のカシラ分類を基準に一応つけたが、元来この分類を全国に普及する義太夫節のカシラに適用することに疑

義を感じる。例えば(10)(11)(22)などは明らかに疑問を生ずる。つまり、享保末以降天明頃までのカシラには文楽カシラの分類に合致しないものが多く、それらの整理分類が今後の研究課題といえよう。津久田人形の首は、造型のうえからみて、おそらく後年専門の人形細工人による補修・塗りかえが施されたと思われ、それと二つの時代様式があるように見うけられる。仮りに○印をつけたものは比較的古型で(確実な裏付資料はないが)、安永前後の頃のものではないかと考える。また(3)のがぶなどは化成期以降のものと思われる。系統としては、みな江戸系であることはいうまでもない。」

#### (付・2) 参考文献

- 『郷土芸能と行事』(萩原進著・昭和32・  
5刊・換乎堂)  
『敷島村誌』(敷島村誌編纂委員会編・昭和34・  
12刊・同編纂委員会)  
『日本農村舞台の研究』(松崎茂著・昭和42・9  
刊・松崎茂工学博士論文刊行会)  
『農村舞台の総合的研究』(角田一郎編・昭和46  
・3刊・桜楓社)

(景山正隆)

## II 貝野瀬の舞台

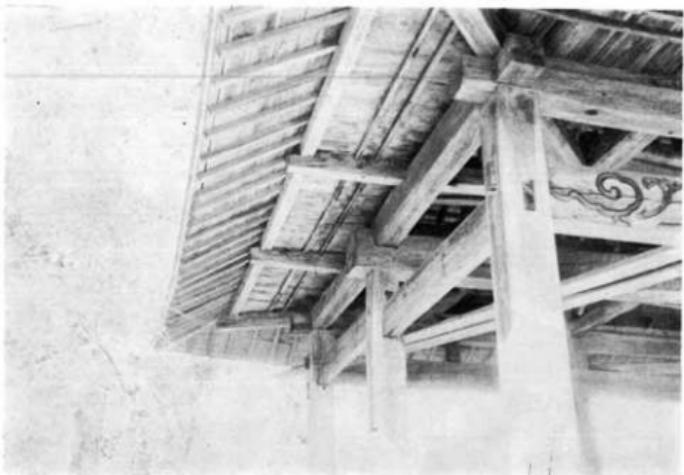
〔所在地〕利根郡昭和村貝野瀬 武尊神社境内



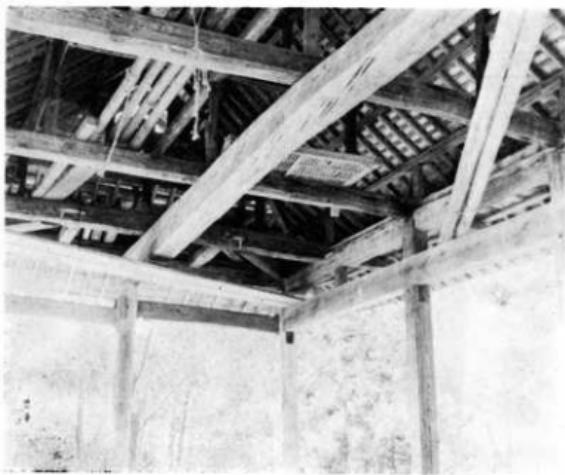
舞台全景



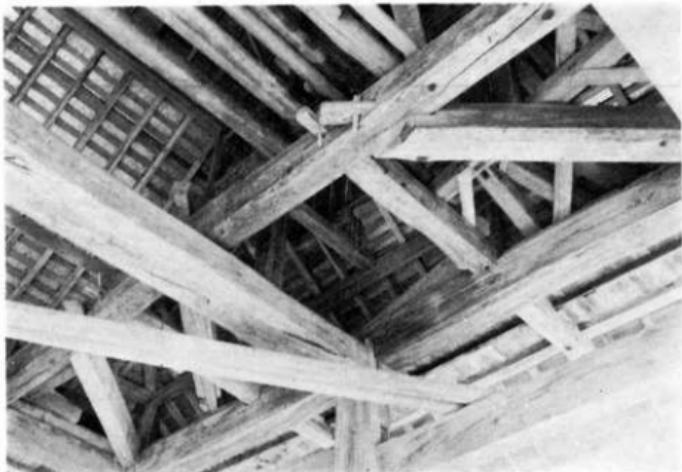
小屋組隅部



軒天井・虹梁房



小屋裏



両 隅 梁



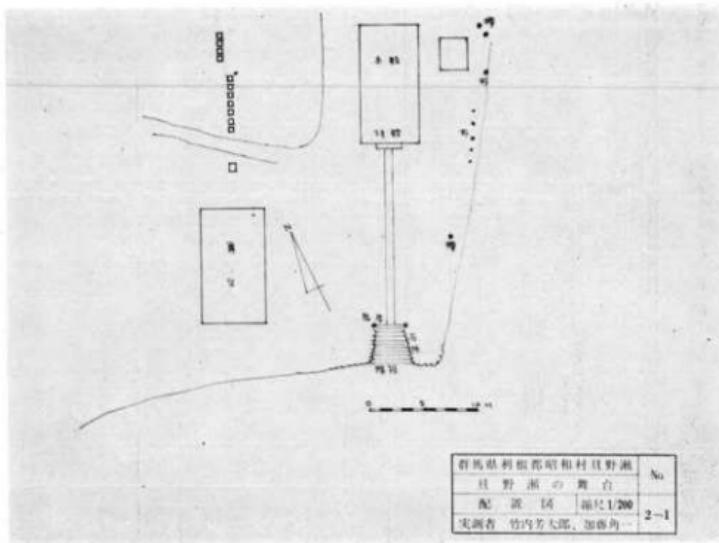
花道の受木



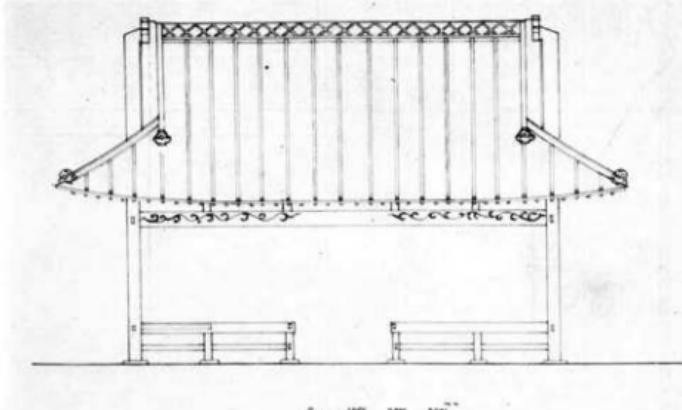
割拌殿内側框と束の切り込み



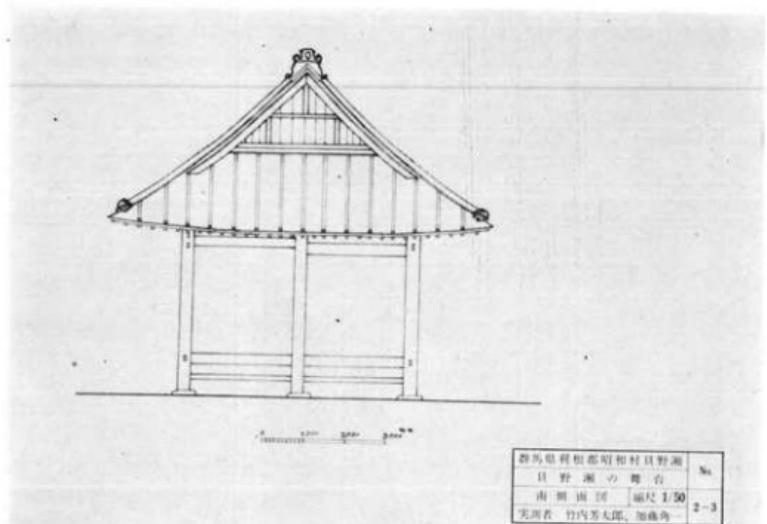
床 下



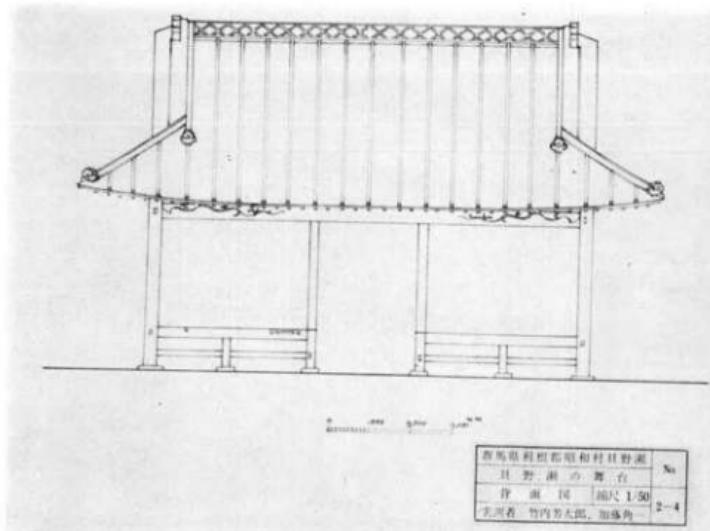
配 置 図



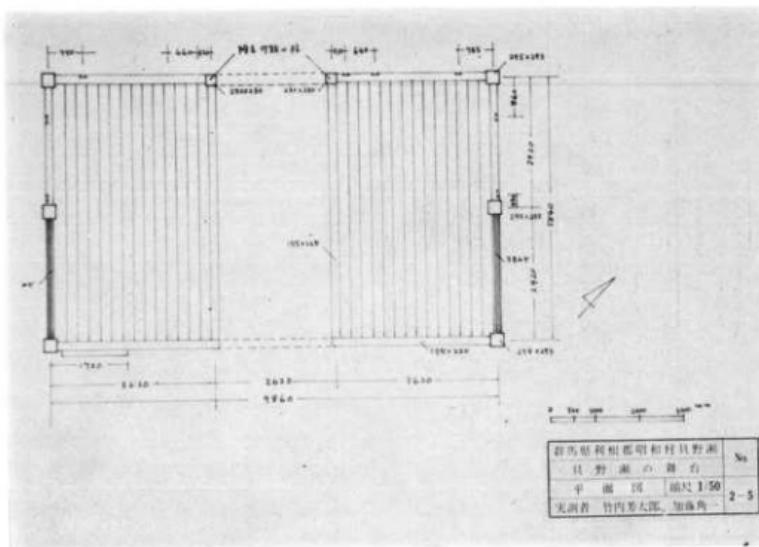
正 面 図



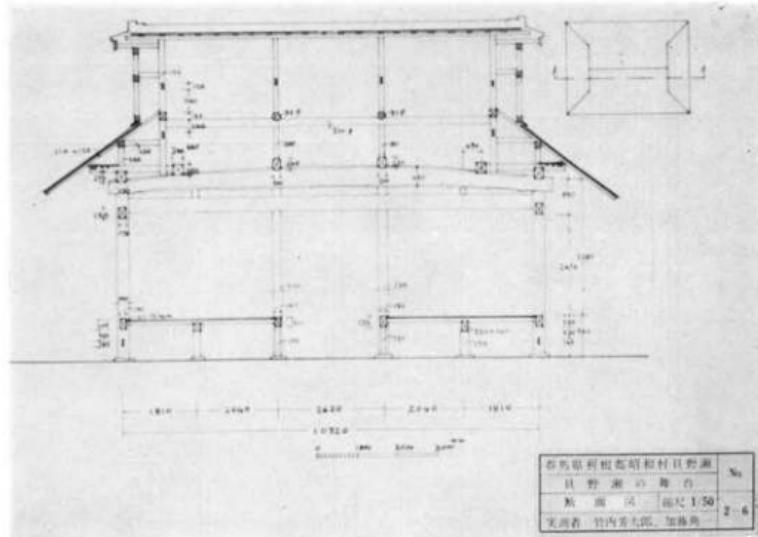
南側面図



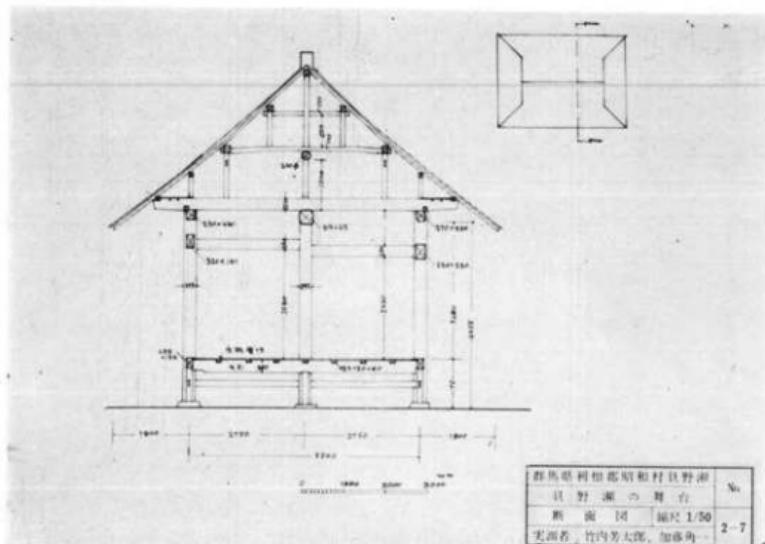
背面図



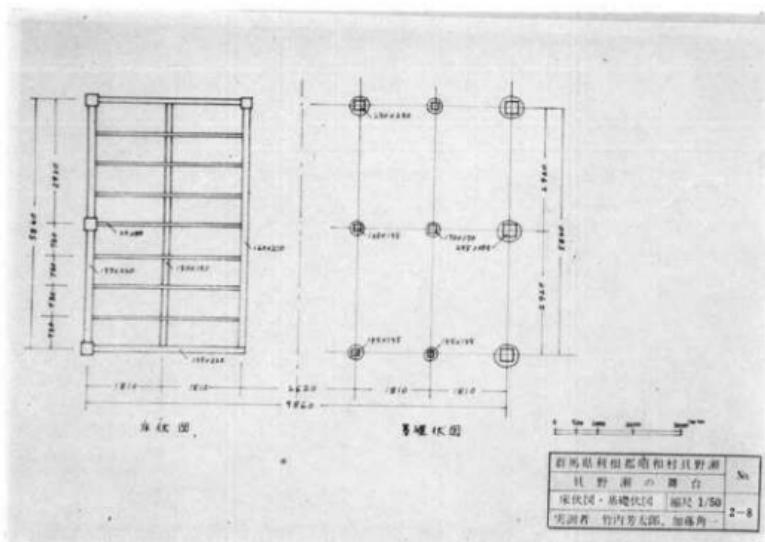
平 面 図



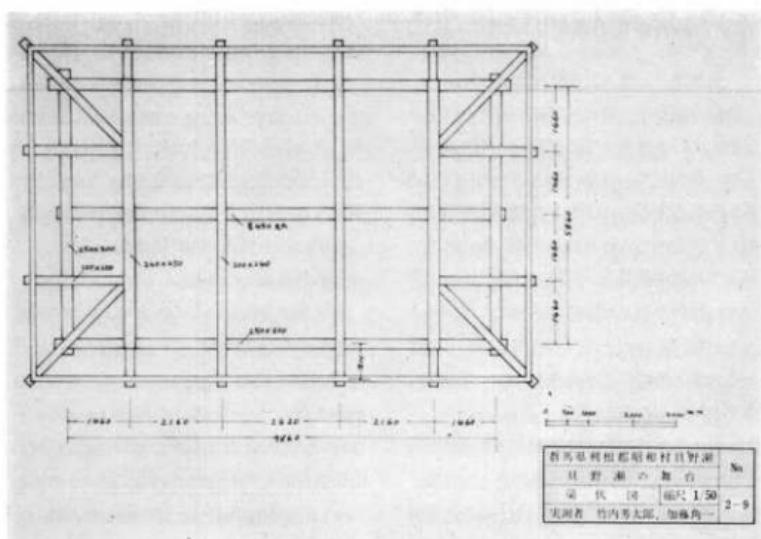
断 面 図



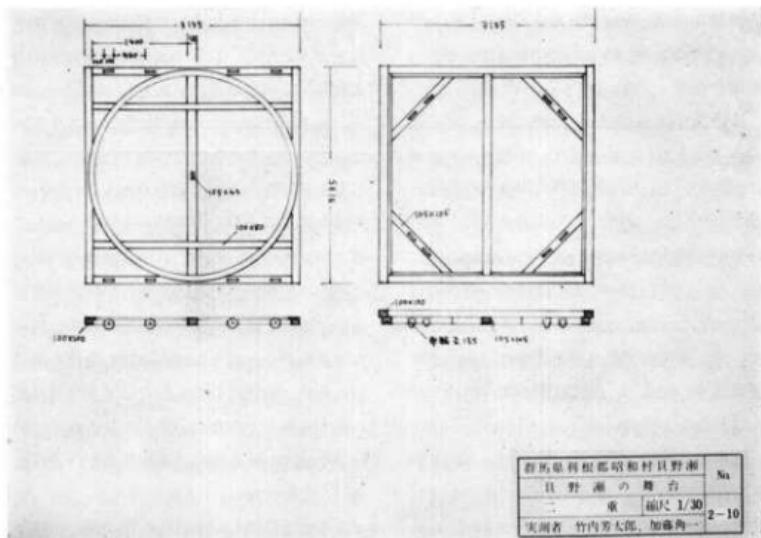
断面図



床伏図・基礎伏図



梁 伏 図



二 重

(竹内芳太郎・加藤角一)

## 1 舞台建築の概況

一般事項 武尊神社境内に所在する。

村民の間では一般に「舞殿」（まいでん）と称している建造物で、現在は社殿に向って左側に東面して、社殿の軸と直角の位置にある。伝えるところによると、創建は文政3年らしく、その当時は社殿の正面、参道にまたがって社殿に相対し、鳥居の付殿にあったという。建物が割り拝殿の形式をなしているところから、そのことの真実性が証せられるようと思う。後に何らかの理由から、現在地に移築されたものらしい。

屋根はもちろんもとは草葺きであったが、それが腐朽し、葺替えが困難であったため、14、5年以前に現在の如く、トタンの瓦棒葺きに替えてしまった。

形式は入母屋造りで、平入りになっている。

規模 規模は間口が9.86m、奥行5.84mであって、中央の2.62mの部分を参道にするため床を設けていない。

床の高さは1.175mで比較的高く、正面虹梁の下ばまでの内法寸法は、床面から2.35mになっている。虹梁にはやや深掘りの絵様が施されている。妻部分の飛貫の高さは、前方のものと後方にかけられたものとでは段違いになっていて、前方のものは床面から2.43m後方のものは同じく2.58mでやや高めになっている。また背面の飛貫の高さは、それより更に高く2.62mで、前面虹梁の高さにくらべれば、はるかに高い。

舞台空間を決定するこれらの部材の高さが何故にかく異っているかについては、上演の実態が究明されない限り、不明である。しかも芸能の上演が久しく途絶えている今日、他

の例の調査結果を延用しなければ、結局明確にすることは困難である。

構造 柱の高さは地盤上4.725mであって、梁伏せについてみると、南北の桁行きの中軸、すなわち梁間の中央に、31.5cm内外の角の太い中引き（牛梁）が渡され、これに25cm程度の梁が合計4カ所に架せられている。

周囲は柱と飛貫だけで壁はなく、四方とも全くの吹き放しである。

柱は30cm角程度のもの8本で、かなり頑丈な木組になっている。

両妻側は2面、背面は中に2本の柱があるため3間となっている。正面にはもちろん柱はない。なお背面の中の2本の柱は、いずれも床面付近で接合されている。聞くところによると、これを床面で、床下部分のみ残し、上部を除去することが可能なようにしてあるのだという。

名生氏の所説によれば、舞台後方、側面と背部に張り出しが作られ、舞台床面が拡張されるようになっているとある。背面の2本の中柱が、除去可能な仕口になっていることから、あるいは背面に舞台が拡張されるようになっていたと考えられないことはない。しかしもともと置かれた位置を考えると、それはやはり参道の上になるので、その張り出しの構造がどうであったか。いずれ鳥居の内側になるであろうが、それと鳥居との関係を考えると、やはり簡単に割り切れない疑義が残るのである。それにまた現在の舞台全体の構造からみて、両側にしても、そのような張り出しをつくるなどの細かい工夫がなされていたかどうか。これも容易に承服できないような気がしてならない。

床下には周囲とも土台ではなく、柱は石付きで、四方吹き放しである。

床框の見付け下手には、花道をとりつけるにふさわしい受木が打ちつけてある。歌舞伎芝居がここで上演されたとしたら、そんなもののが当然であるが、現在では、花道に使用したと思われるような部材は、舞台はもとより、他にも残存していないので、これを証明することができない。

また歌舞伎芝居に限らず、何らかの芸能が上演されたとしたら、舞台の中央には床がなく土間になっているので、そのためには組立て床を臨時につくり、舞台床の補充をしなければならないわけである。しかし現在の構造から判断すると、その取付けの工法に不審の点がある。中間は巾2.62m程度であるから、かりに厚板を渡すだけでも床はできないことはない。それにしてもこれをどのような方法で舞台床面に平らに框に取りつけたかはわからない。

さらにまた、もし歌舞伎舞台としてでなく、建築の名称が物語っているように、もっぱら神楽を舞う舞殿であったとしても、やはり何らかの方法で、中間の空所を埋めなければならないわけである。このように考えてみると、さきに述べた背面の2本の中柱の除去可能の問題とともに、この点についても、もはや解き得ない疑問として残さざるを得ないような気がする。

次に従来の調査報告によれば、この舞台には廻し枠なるものが付属していたといわれている。そしてその現物は、現在、神社境内に隣接している川竜寺という寺院の土蔵の中に収納されている。かって松崎氏が調査した際には、これを屋外に搬出して写真撮影まで行なっている。舞台機構の発達史からいって、きわめて重要な資材であるから、今回の調査においては、再度詳細な実測をすることを期

待して行ったところ、人手不足であり、第一土蔵の入口が狭いため搬出は困難であるという理由で、希望をいれてもらえたかった。そこでやむなく土蔵に入って、収納の状態のまま実測せざるを得なかった。添付した図はそれであるが、不完全な点があるよう思う。

この廻し枠は、上下二重になっていて、いずれも枠の外側で計って、一辺が3.135mの正方形をなしている。その内側には、下枠には2本と1本の力骨が直交し、これに円形の輪がはめ込まれている。下枠には中央に1本の力骨と、四隅に火打ち型に斜材が入っている。上下の中軸の中央が回転軸心である。

下枠の同一方向の相対する外枠には、おののおの4個づつの木車がはめ込まれている。これによって廻し枠は二重台をその上にのせたまま、回転ばかりか左右に移動することもできる。上枠には火打ち骨に各2個づつ、計8個の木車がついている。上枠を下枠の上に、中心をあわせてのせ、回転させると、木車は下枠の円輪の骨を軌条として走り、上枠が滑らかに回転するようになっている。

この興味ある廻し枠の機構は、幸いにしてこの後に調査した下津中村の舞台において、わざわざ舞台上で回転して見せてもらえたので、大変参考になったことを記しておく。

この種の廻し枠は、貝の瀬と下津中村の両舞台ばかりでなく、県内にはかなり普及していたものらしい。関連調査としてみることのできた他の舞台にあっても、舞台の梁上に収納されているのを見ることができた。

ただこの貝の瀬の舞台の如き割り拝殿形式の場合、これがはたしてどのように活用されたかは、中央の床面の補足の仕方と共に、十分に説明してくれる人が生存していないので、明確にされなかつた。

そのこともあってか、以前調査に当った名生氏の如きは、あるいはこれは他の舞台に所属していたもので、それが何らかの事情で、川奄寺の土蔵の中に保管されるようになったのではなかろうかという意味のことを洩されたということである。

今回の調査では、やはり氏の疑惑をはらすまでに至っていない。

次に歌舞伎芝居を上演するには、太夫座なども臨時に仮設されたものと思うが、それがいかなる形で、どこに設けられたかについても、これを話す古老がいないので不明である。

それほどにもうかなり長い間、この舞台は歌舞伎芝居など上演されたことがないのである。しかしやはり現在の位置で、もし何らかの芸能が上演されたとすれば、舞台の前面、約17m×13mくらいの空地が、見物席として用いられた筈である。

報告がやや前後するが、太夫座や花道もさることながら、楽屋設置の実情も不明であり、舞台装置もない、実に閑寂とした舞台であって、もはや今日でも舞台の存在を知っている村人も少なく、忘れ去られようとしていることがうかがわれた。（竹内芳太郎）

## 2 舞台の沿革と芸能

当該舞台の建築年代は明らかでない。『農村舞台の総合的研究』所収の名生昭雄氏の報告によると、「(変遷)の項に、「舞台の部材である大栓が取りはずされてあり、それに文政3年8月25日の墨書がある。」と記されている。これは、昭和43年10月10日の調査の際、今は故人となった古の石井保氏に教示されたとのことである。(名生氏はその大栓を直接見てはおられない。) 今次の調査に際して

も、その大栓が見当たらなかった。今回の調査協力者はこの大栓について知っておらず、石井保氏もすでに故人となられ、確かめるすべがなかったのは遺憾である。文政3年8月25日の墨書のある大栓が、現存舞台のものであるかどうかはきわめて疑わしい。これをもって、当該舞台の建築年代推定の根拠とすることは無理であろう。

口碑によると、昔、踊りを踊ってはいけない時代があった（天保の改革における地芝居の禁庄を指すのであろう）。それにも拘らずあえて地踊りをしたのがお上に知られ、お咎めを受けて、その罰として舞台を解体し、解体材を岩鼻の代官所まで担いで行ったという話を伝えられている。川向うの村の人々が「馬鹿な奴らは貝野瀬の奴ら、舞台かついて岩鼻まで」と唄にうたって囃したといふ。これでひとしきり村芝居が衰退したが、その後また芝居をしてもよいことになって、新たに建てたのが今の舞台ではないかといふ。今回の協力者の1人である林勘吉氏（明治38年生れ）によると、同氏が直接文久2年生れの古老宮内某氏（故人）から聞いた話で、宮内老が若いころに今の舞台で踊りを踊った（=地芝居に出演した）といい、また、林氏の先代（慶応3年生れ）も、若いころに今の舞台で地芝居を演じたといふ。以上の点から推測するに、文政3年の墨書のある大栓はそれが舞台のものであると伝えられていたとすれば、お咎めによって解体した前の舞台のを残しておいたもので、現存の舞台は、幕末か明治初期に再建されたものであろう。

当該舞台は、その形態がいわゆる割拌殿で、一見したところ舞台とは思われない。また、境内に占める位置からいうと、本殿に向って左側に東面しているのは、割拌殿とし

ては相応でない場所にある。これは、昭和23年に、本来あった場所から移築したもので、元来は、道路から石段を上り鳥居をくぐるとすぐその前に、本殿と対する位置にあったもので、参道が建物の中央を貫くので、「建築の概況」の項にも説明されているように、平常は割拝殿とし、芸能を上演するときに、中央の参道の貫いている部分に床板をわたして舞台としたのである。これを昭和23年に現位置に移したのは、当時盆踊りが盛行し、境内を盆踊りの場所として用いたので、踊りの場を少しでも広くするために、舞台を境内の一隅に移したということである。

舞台の屋根は、本来茅葺(現地用語でクズ屋)であったが、昭和33年ごろに、現況のようにトタン葺に改修された。当該舞台は、割拝殿の形態といい、四方吹き放しとなっていることといい、舞台としての機能があるのか否か、一見したところではわかりにくいが、すでに述べられているように、この舞台には、切り込みの回り舞台の代りに、床上に2段の木枠を備えつけ、木枠の上に屋体を組んで回す回転機構が備えられている。この木枠は、付近の川竜寺の土蔵に収納してある。この他、川竜寺には、背景用の唐紙が数十枚庫裡に収蔵され、舞台の天井には、大道具の木戸が收められている。舞台に関連する記載も含まれていたと思われる古文書類が種倉にかなりあったが、倉の解体に際して、これらの古文書は、ごく一部を残し、他は希望者に頒布されたという。反故として襖の下張りなどに使用されたのである。こうしたこともあるって、当該舞台の沿革を知るうえに必要な資料はほとんど亡失し、現段階では、以上の程度にしか、舞台の沿革を記録しておく他はない。

この舞台に関連する芸能はどうであろうか。本枠回転の機構をはじめ大道具類の備えられている点から、歌舞伎の上演を主目的として建てられたものと見てよいであろう。しかし、この舞台正面の虹梁中央には、かつて「太々御神楽」と記した掛額が掲げてあった。移築か屋根の葺替えの際に取り外されたまま、現在は本殿の傍に埃にまみれたまま放置されている。この掛額は、当該舞台が、たとえ名目であるにしても神楽殿でもあることを示している。今回の調査協力者のうち、明治38年生れの林勘吉氏(氏子総代)は当該舞台で演ぜられた神楽を見た記憶がなく、明治27年生れの林嘉満司氏は若いころ(20才前後のころ)に秋の「ひつじ祭り」において、他の土地から招いた神楽師による太々神楽の奉納を見た記憶があるというから、明治末期ごろまでは、当該舞台で、太々神楽が舞われたのであろう。

当地の現存する人々で、当該舞台で上演された歌舞伎を直接見物したのは、昭和23年4月の春の例祭のとき、2晩にわたって上演された松本錦枝一座の芝居である。これは沼田の大島興行を通じての買芝居であった。その後は当地では歌舞伎は上演されていないから、昭和23年の買芝居が当該舞台での歌舞伎上演の最後となった。

戦前の地芝居・買芝居は、林嘉満司氏によると、当該舞台で上演されたのは見たことがないという。もちろん当村で地芝居・買芝居が行なわれなかったのではない。昭和2年生れの吉野卯作氏(現区長)の記憶では、昭和10年前後のころに、田圃の中に掛小屋をして、在来の襖なども使って買芝居が上演されたという。また、林嘉満司氏らの世代には若いころに義太夫を稽古した人が多いが、本格

的な地芝居をしたことではなく、〈ほおつかぶり〉（手拭いかぶり）の芝居の真似事をしたという。演じた場所は当該舞台ではない。林氏によるとこの舞台で地芝居や買芝居が演ぜられたのは、自分よりも前の世代の時代のことであるという。その昔も、地芝居は必ずしも、神社の舞台ではなく、「田圃踊り」と称し、上組、下組それぞれが、稻の刈入れを済ませたあと、田圃に小屋掛けをして（仮設舞台をこしらえて）演じたと伝え聞いているという。この林氏の聞き伝えている「田圃踊り」は、前に記した、地踊りをしてお咎めを受け舞台を解体したあと、現舞台を建てるまでの幕末のころの話ではないかと想像される。口碑を総合すると、貝野瀬は前橋領で、どちらかといえば地芝居のやりやすい土地で、幕末から明治20年代のころまでは、かなり盛んに行なわれたようである。木枠回転の機構もそのころは大いに活用されたのであろう。林嘉満司によると、自分の先代の時代は、素人芝居に熱中し過ぎて仕事がおろそかとなり、そのために貧乏して、自分たちの世代が一人前にならなくて働くようになってからは（明治末期から大正にかけてのころ）、やや乱れていた村の経済を復興することに精いっぱいで、先代の時代のように、芝居をしたり見たりする余裕はなかったのだそうである。前記の〈ほおつかぶり〉芝居か義太夫の稽古と、他村で折に行なわれる木戸銭の芝居（買

芝居）を見に行くのが最高の娛樂だったのである。

この林氏の話の中で注目されるのは、当村に限らず他村で演ぜられた買芝居が、たいていの場合、神社境内の農村舞台ではなく、掛小屋か、人家の座敷を舞台とし庭を見物席としたもので、「木戸銭を取る芝居には舞台を使わせなかつたのではないか」と言われた点である。これはもっと広く群馬県下の農村舞台と買芝居のあり方について調査を深めてみないと概にはいえないことであるが、群馬県の農村舞台の性格を考察するうえに示唆に富むことばのように思われる。直接関係はないが、岐阜県各務原市各務の劇場形式の農村舞台としてつとに知られている村国座（岐阜県重要文化財）の場合も、原則として祭礼に奉納する地芝居のために建てられたもので、買芝居を同座で上演することは、少くとも戦前までは制約をきびしくし、どちらかといえば避ける方針が歴然としていた。貝野瀬の舞台の場合もこれと相似た性格を、今次調査の聞書からうかがうことができるようと思われる。（景山正隆）

#### （付）参考文献

- 『日本農村舞台の研究』（松崎茂著）
- 『農村舞台の総合的研究』（角田一郎編）

## ■ 下津中村の舞台

(所在地) 利根郡月夜野町下津中村 天満宮境内



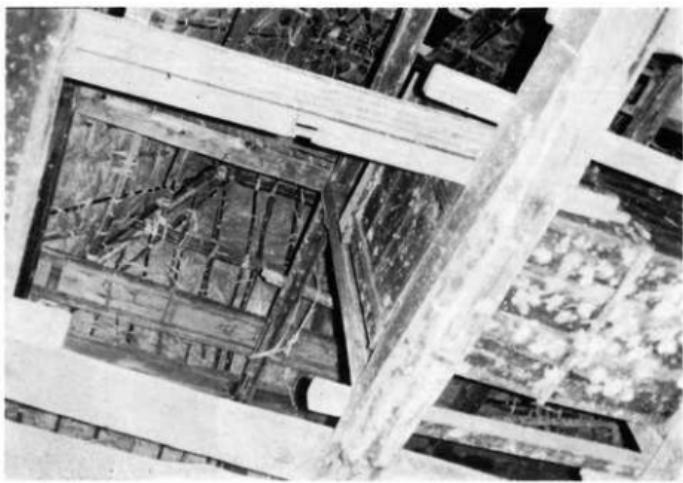
舞 台 全 景



出隅軒と虹梁尻



軒 天 井



隅 小 屋 組



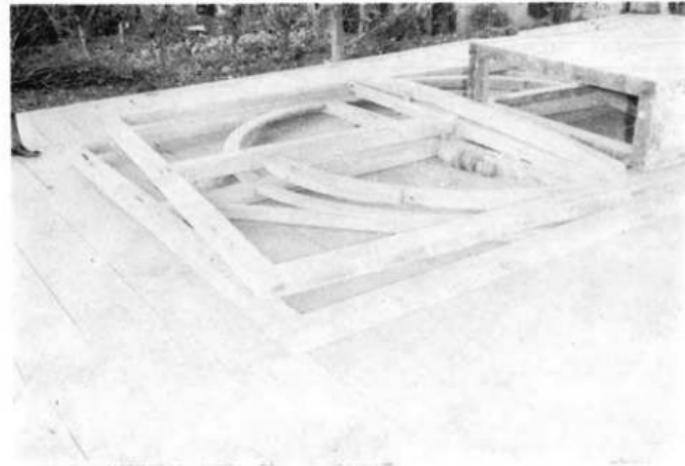
舞台前向天井



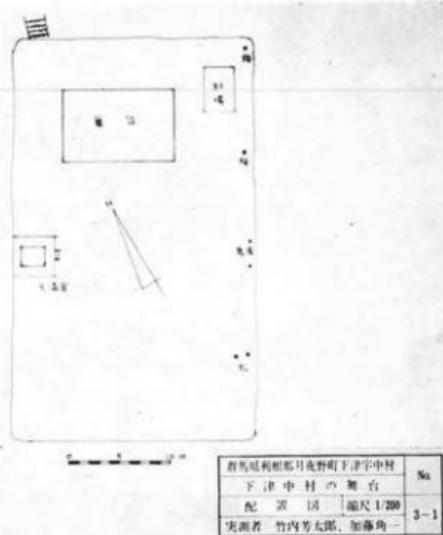
床下に保管される花橋



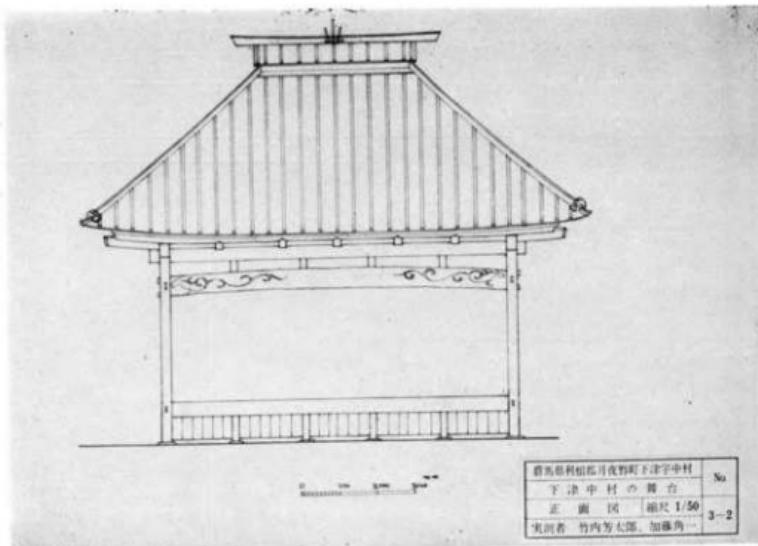
廻し枠と二重台



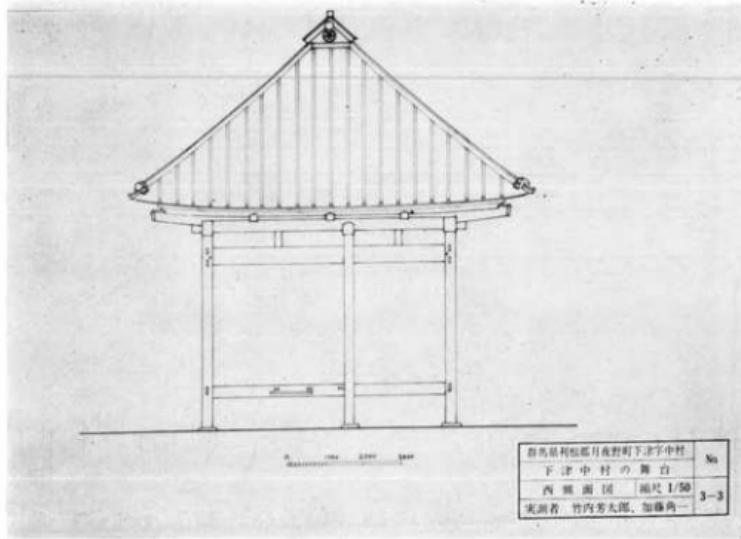
廻し枠の回転状況



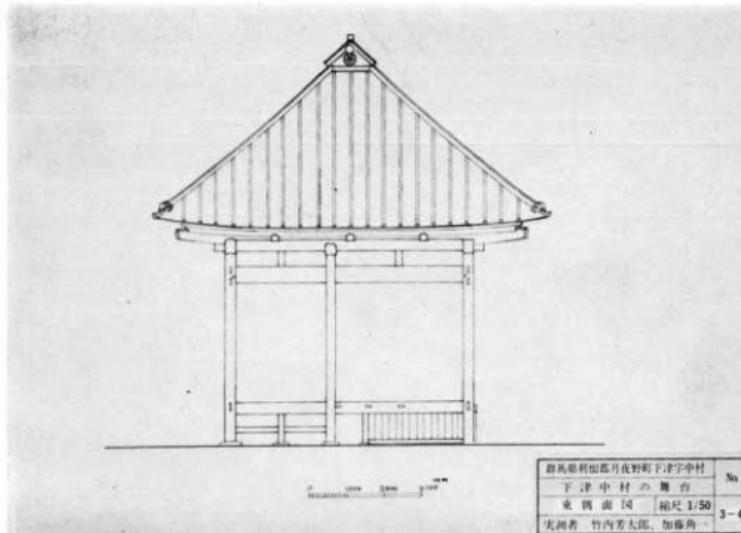
配置図



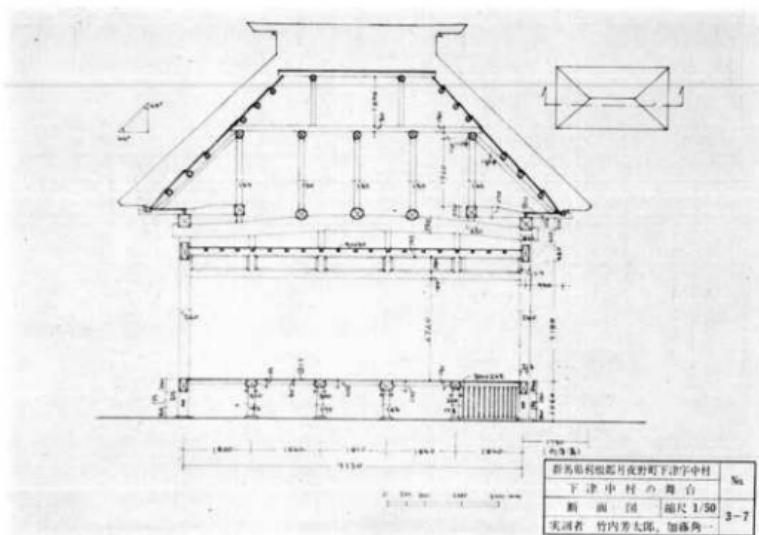
正面図



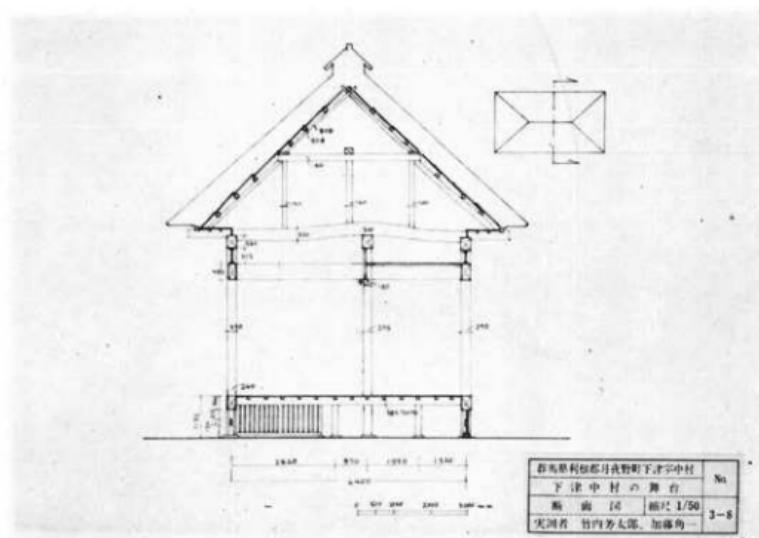
西側面図



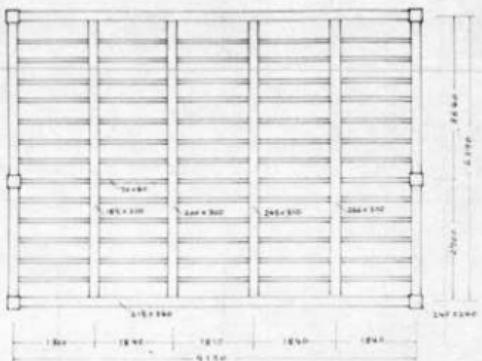
東側面図



断面図

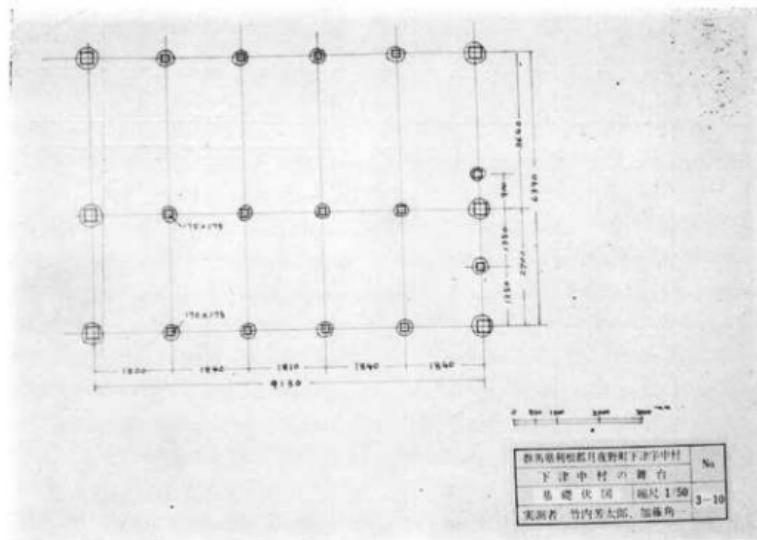


断面図

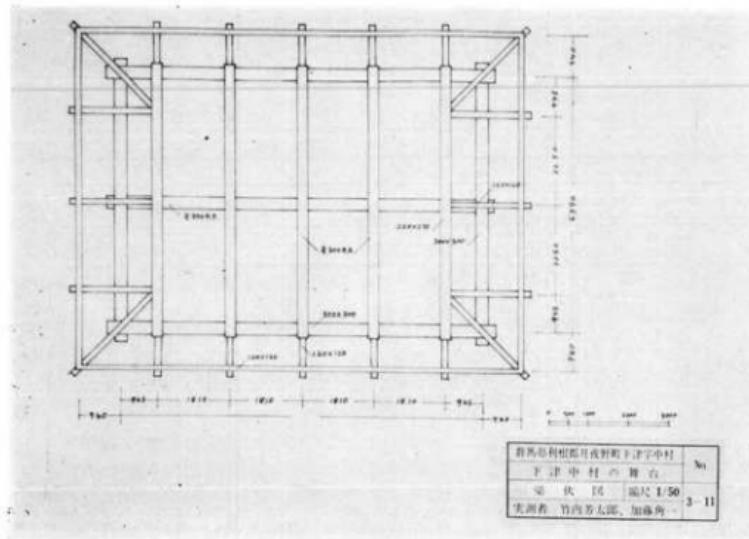


新潟県利根郡月夜野町下津中村	No
下津中村の施主	
完成年月	昭和15年
実測者	竹内芳太郎、加藤角
	3-9

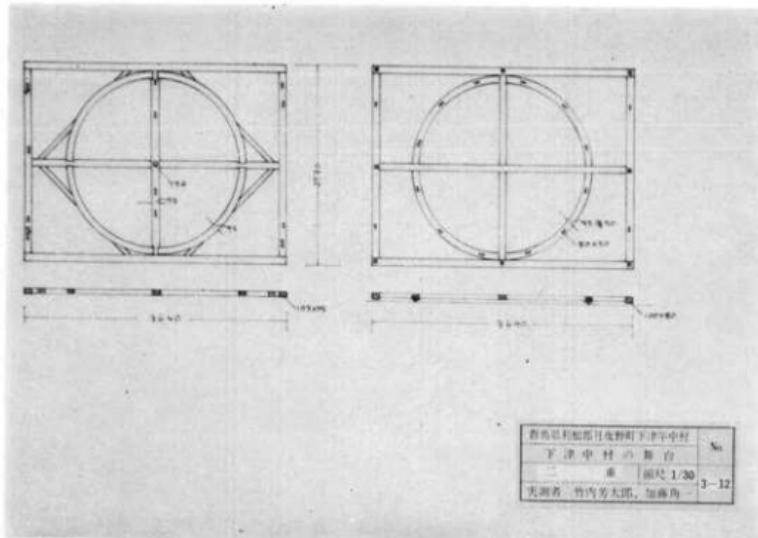
床 伏 図



基 础 伏 図



梁 伏 図



二 重

(竹内芳太郎・加藤角一)

## 1 舞台建築の概況

一般事項 天満宮の境内に在り、社殿に向って右手前方、参道に対し直角の位置を占め南面して建てられている。一般には舞殿（メニデン）とか神楽殿とか称せられている。屋根はもと草葺きであったが、4～5年以前に、腐朽が甚だしいので、その上にトタンの瓦棒葺きの屋根をかぶせている。

形式は寄せ棟で、いわゆる平入りとなつている。

規模 規模は間口9.13cm、奥行き6.39である。

構造 隅柱はおおむね28cm角ぐらいで、両妻には隅柱の中間に中柱が1本づつある。しかしその位置は必ずしも中央というわけではなく、背面の隅柱より3.69mのところに片寄せて建っている。

正面にはもちろん背面にも中柱はなく、柱の数は合計6本である。

前面は申すまでもなく他の3方にも壁は一切なくて、完全に吹き放しになっている。

床の高さは1.06mで比較的高く、床面から虹梁の下端までの内法寸法は、中央で3.13mであり、セイ48.5cm、巾28.0cmの虹梁には絵様が刻まれている。両側面と背面の3方には虹梁の高さにあわせて、42.0cm×21.5cm程度の平物が廻っている。そしてその上は37.5cm内外の板の小壁になっている。さらにその上に桁がまわっているわけである。礎石上端から桁跡までの高さは5.43cmで、柱の脚元には土台または地覆の類はなく、かつ吹き放しである。ただ向って右奥の床下の1部が堅板格子で囲われているが、これは後補でしかも物入れに利用しているらしく、舞台の用途には直接の関係はないようである。そしてそれを

除いた空間には、雜物の中に、現在花道用の厚さ7cm、巾約50～75cm、長さ9.20mから9.50mぐらいの板が、2枚保管されている。これは安政5年の舞台改築の際に、虹梁用の材料からひき割ってとったもので、従ってそれだけ虹梁自身の厚みが減じられたという伝説が残っているくらい、自慢の材料である。

花道のことをこの地方では花橋と称していることは特記しておきたい。上演の際、舞台下手に斜めに取りつけたものだというが、その取り付け方の詳細は不明である。

太夫座は上手および下手に、臨時に仮設され、上手のものをウワゲザ、下手のものをシタゲザといい、ウワゲザはすなわち義太夫淨瑠璃、シタゲザはおはやし用であることはいうまでもない。しかしその形式については、もはや詳らかにすることはできなくなってしまった。

また楽屋としては、向って左側面後方の柱間隔3.69mの部分から、臨時に張り出しを設けたという。しかしその規模、形式については確然としていない。ただそのために必要であったと思われる貫の痕跡らしき穴だけが、柱面に見られるだけである。

周囲が開放的であるだけに、上演の際は幕なりムシなりが張りめぐらされたと思うが、その点の質問に対しても要領を得なかつた。

この舞台には付属として長方形の廻し枠が残っている。大体は貝野瀬でみたものに類似しているが、参考のため実測図によって説明をしておこう。

上下2つの枠が一組になっている。

下枠の大きさは、枠の外側で計って3.64m×2.73mの長方形をなし、これに十文字に力

骨をいれ、さらに外径2.52mの円形の枠（巾9.5cm）をはめ込んである。これには上枠があるため力がかかるので、それを受けるために下枠の四隅に火打ち型の斜材を取りつけてある。

短辺の方の外枠は10.5cm×7.5cmの大きさで、それには一方に5個、他方に4個の木車が取りつけてある。あるいはともに5個であったのかも知れない。ところがこの木車には特別の工夫が施されていて、簡単な操作によって方向の異なる木車が現われ、その場合前のものが作用しないようになっているので、下枠は容易に方向転換ができる。また中央の力骨にも4個の木車がついているので、矩形でも十分安定が保たれる。中心には径7.5cm軸受け穴が掘ってある。

上枠の大きさは全く下枠と同様で、十文字の力骨はあるが、火打ち骨はない。円形の枠には計9個の木車があり、それが下枠の丸枠を軌道として、上枠全体を回転させる。

廻し枠の上には二重台を4台のせて、そこに舞台を飾る。その二重台は、大きさが1.30m×1.98mの矩形のもので、高さが40cmになっている。下の框には4カ所に木車がついているので、結局舞台床面からの二重台の高さは41cmぐらいになる。従って4台組みあわせた場合の台の広さは2.60m×3.56mということになるわけである。

この二重台は、舞台の背面と左右の側面に、舞台と同一床面に設けられた出し物を利用して、そこに押し出したり引き込み、時には左右に引き分けるなどすることができるといわれている。しかしそれは実演をしてみたわけではないから、はたしてどのように動くかは立証することはできない。

しかしこの説でいさか気にかかること

は、前記したとおり、もし下手奥の側に楽屋が仮設されるとすると、二重台を下手に引き出すことは困難になるのではないかという点である。といってこれを側面の前寄りの柱の間に引くとすると、そこの柱の間隔は2.71mしかないのに、ここに引き出すわけにはいかないだろう。

また仮りに二重台をいざれかに引くとすると、廻し枠にのせたままでは、2方に引きわけることは、廻し枠を割ることになるので、それは不可能である。もし二重台だけを動かすとすると、廻し枠の厚みだけ舞台床から上っているので段違いになる。無理におろせないことはないが、円滑にはいかない。無理がありはしないだろうか。実演の際はそれらの不都合を解決するための対策が、案外容易になされるかも知れないが、やはり実演を見るまではひっかかるものがあるのはやむを得ないだろう。

見物席としては、前の広場が用いられるとはいうまでもない。現在そこは約13m×20mぐらいになっている。そして上演の際にはそこに屋根をかけたり、桟敷をつくったものであるということである。

（竹内芳太郎）

## 2 舞台の沿革

当該舞台がその境内に建てられている天満宮は、旧桃野村、下津中村の氏神であるが、現在地に天満宮が祀られたのは安政4年で、舞台もその時に建てられたものである。この点については、関係資料の項に翻刻して掲げる文書資料『相定議定之事』その他によって裏づけされ、口碑伝承もあって疑問の余地はない。

口碑によると、安政4年以前、現天満宮の

社地の上の二階を天神原と呼んでいた。天神さんが祀ってあったからである。ところが、その天神社が火災で焼失してしまった。天神さんの神殿の納宮は全焼したが、中宮だけは焦げはしたもの全焼を免れてよく残ったのだという。当时中村には、天神さんの他に上、中、下の森にそれぞれ諏訪明神が祀られていたが、焼亡した天神社を遷して中の諏訪の森に祀ることになり、現在地に、一本も残らないように整地をして、社地を造成し新しく天満宮の社殿を建てて祀ることになったという。今も中宮には当時の焼け焦げた跡を認めることができるということである。

前記『相定議定之事』は、「安政四丁巳年正月」の年記があり、「天満宮社地絵図」を冒頭に付けた文書であるが、その記すところは以上の口碑と合致する。絵図を見ると、今と同じ場所に同じ向きで、虹梁に唐草模様のある舞台の簡略な正面立面図が画かれている。『相定議定之事』の本文は舞台に触れていないが、別の一連の文書、『天満宮諸入用控帳』

（安政5年2月）および『天満宮再建神楽殿入用帳』（安政5年3月）に「神楽殿」とあるのが当該舞台を指していることはいうまでもない。『入用帳』に「再建」とあるのは、神楽殿=舞台を再建したというよりも、前記の天満宮遷座を意味するものとみるべきであろう。以上2点の文書の年記が「安政5年2月・3月」としてあるところを見ると、舞台の建築は、本殿よりもあとになり、安政4年の末か安政5年の初めになったのであろう。ところで、今次調査の協力者の一人、内海文之助氏（明治31年生れ・元群馬県教育委員、文化財保護委員）の4代前の内海弥平治の書いた『諸事永代録』（巻之老・天保7年1月起筆）を見ると、天保7年の春に地芝居を催したことが記

されているので、天神原焼失以前の天神社にも舞台があったとも考えられ、その前舞台に対する再建舞台ということかも知れない。これはあくまでも推測の域を出ない。

その後の舞台の沿革については、とくに記録された資料はない。建物は四方吹き放しであるが造りは堅牢で、戦前はとくに改修を施すようなことはなかったといわれるが、屋根が茅葺（現地用語で「クズ屋」・現在はトタン覆い）であったので、折に屋根の葺き替えは行なわれた。内海氏の記憶では戦前に1度葺き替えられたという。戦後になってから漸次老朽化の度を加えてきたので、戦後間もないころに天井板を張り替え、大道具の二重の修理を行なった。

昭和34年の伊勢湾台風のときに、屋根が吹き飛ばされたので、屋根の修理と共に茅も葺き替えた。その後（調査時点の昭和47年より10年ほど前ということで、明確な年月は未詳）、床板を全部張り替え、舞台前面の樋の羽目板も張り替えた。

屋根を現況のように茅葺に替えてトタン覆いとしたのは昭和45年の春である。これは茅葺を廃してトタン葺としたではなく、茅葺の屋根の上に木材を組み、その上にトタンを張ったもので、茅を取り払ってトタン葺とすると、屋根の形態が原況とは異なるものとなるばかりでなく、屋根の様相が貧弱なものとなるので、トタン覆いとしながらも、できるだけ屋根の原況をとどめるように配慮したのだという。トタン覆いに要した経費は坪当たり5～6千円であった。

なお、今の舞台を建てた当時の喜右衛門老人と若い衆との間に一悶着のあったことは、当地の一つ話として語り草になっている。これは、『農村舞台の総合的研究』所収の名生

氏の報告にも記されている。当地では花道を「花橋」と称しているが、花橋の資材として、当時の若者たちは、舞台前面の虹梁の資材とするために伐採した中の諏訪の森の太い桟から取ろうとしたところ、喜右衛門老は、虹梁はできるだけ立派なものとすべきであり、花橋の資材と同じ木材から取ったのでは虹梁が薄くなるとして、これに異を唱えて口論となった。結局、若い衆の多数意見通り、虹梁と同材から花橋用の床板を2枚取りことになり、口論に敗れた喜右衛門老は、憤慨のやり場がなく、自宅にもどると、上段（床の間）の床柱にヨキ（手斧）で切りつけて鬱憤を晴らしたというのである。その時の傷跡は、今も高橋家の床柱に残っている。当主の高橋国治氏が結婚式を挙げるとき、内海文之助氏は、その床柱の傷を隠すために、「ものいはぬまでの修業や丸頭巾」という俳句を短冊に書いて掛けたという余談もある。この喜右衛門老の一件は一つの語り草にちがいないが、単なる一つ話とだけではすまされないようにも思われる。それは、当該舞台の民俗資料としての価値を考慮するうえに重要な、当該舞台に付属する木枠回転の機構の製作された時期を考えるのに一つの示唆となるのではないかと思われるからである。すなわち、喜右衛門老と若い衆の口論の一件は、見方によっては、当時の村人たちの舞台の建設ひいては芝居に対する熱意がいかに高揚していたかを物語るとも考えられ、木枠回転の機構も、そうした舞台建設熱の高まりとともに工夫し生み出されたものと思われるのである。確たる根拠がないので、あくまでも想像であるが、木枠回転の機構を実際に上演して用いたのが、後述するように明治38年が最後であったこととも考え合わせると木枠回転の機構を

作った時期と舞台を建てた時期との間にはほとんど隔りがないとみてもよいのではなかろうか。（景山正隆）

### 3 舞台に関する芸能

当地でも、地芝居のこととを一般に「地踊り」と称し、木戸銭を取る買芝居は「芝居」といっている。「地踊り」は公然と上演される地芝居で、上州一帯では、きびしい取締りのもとに隠れて素人芝居を演ずることが多かつたので、「地踊り」の他に「かくれ踊り」（かくれ芝居）があり、「かくれ踊り」は、貝野瀬の舞台の項にも記したように、普通は人家で演ぜられ、氏神の境内にある神楽殿（またはねぐら）=舞台で上演されることはずと云はなかった。木戸銭を取る買芝居も原則的には公共の建物である農村舞台は使用されなかつたらしい。当地的舞台についても同様のことといえよう。

「地踊り」という呼称がいつごろからいわれるようになったか明らかでないが、先にあげた『諸事永代録』を見ると、「俄祭」「狂言」「俄祭礼」「俄踊」「俄芝居」などとあって、必ずしも呼称は一定していない。ともかく、当該舞台と最も関係の深い芸能は、建物の公称は「神楽殿」でも、「地踊り」に他ならないことはいうまでもない。当地の地踊りは、『諸事永代録』によっても知られるように、当該舞台建設以前から盛んに行なわれており、その発祥の時期を確かめることは困難であるが、上州の他村と同様に、江戸中期以前に遡るとみてよいであろう。前記『諸事永代録』の他に天保12年1月起筆、弘化4年に及ぶ『諸事永代録続篇』があり、これを見ると、天保の改革の時には一時「俄祭礼」の催しを差控えているが、弘化4年になると、「弘

化四年丁未正月元日天氣よし年礼仕候当村踊り出来申候」とあり、はやくも地踊りの復活していることが知られる。当該舞台の建設は、それより10年後のことである。

当該舞台で地芝居が上演された最後は、昭和22年3月25、26、27日の3日間であった。24日が初日の予定であったが、降雪のために1日延ばされたということである。戦後間もないころであったが、この時の地踊りの様相は、往時の地芝居盛行期の場合と大きな差異はなかったようである。上演の機会は、戦時中合祀されていた神社が旧に復した記念の祭礼行事であった。客席も野天のままではなく、往時と同様に、左右に並べて立てた杉の木のハネ木と竹を湾曲させてカマボコ型に組み天幕を張って天蓋を設けた。出演者の大半は40才前後の人が、中には復員した青年や、明治38年の地芝居に出演した老人も加わった。当時最年長者の高橋武平氏（故人）や高橋保利氏（現在79才で健在）の2人で、この人々が音頭取りであった。午後3時ごろ幕を開けたが、1日3幕の上演でも幕間が長いので終演は夜の10時半ごろになったという。仮設した客席の見物は飲食とともに舞台に声援をおくり、その熱気を帯びた雰囲気は、往年の盛んな時代の地踊りが復元されたといつてもよいものであった。

演目は、「芝居は三幕、妻はいつ両く」という俗諺があり、旧慣どおりに1日に3幕ずつのみどり式狂言立てで、主な外題は、「安達三」「熊谷陣屋」「太十」「先代萩」「三国妖婦伝」「本朝廿四孝」などであった。振付は、新潟県の小出から男女人の玄人の役者（芸名不詳）を頼み、太夫は彈き語りで、節の盲人、鶴沢喜久治（本名・闇ふみ）が勤めた。この人は中村の故竹本吉志司太夫の弟子で、盛

んな時代には地元に床を勤めることのできる太夫が何人もいたということである。衣裳は、沼田の「桶寅」（この主人の娘が三掛京昇の奥さん）という衣裳屋から借り、床山として三掛京昇の奥さんに来てもらった。顔師は赤城村出身の市川伊達蔵（当時40代の人）に頼んだ。

稽古の期間は、立稽古に入りて10日ぐらいであったという。23名の出演者のほとんどが初舞台であったが、多くは義太夫を習っていたので、稽古にはあまり苦労しなかったようである。稽古の場所は、出演者の家のまわり持ちとし、時に公民館を用いた。舞台稽古はしないで、当日初めて化粧をし、衣裳・髪をつけたという。本番には黒衣がついたが、それでも、出演者の中には、相手役に構わずに自分のセリフを棒読み風に全部言ってしまって満場大笑いとなつたというエピソードもある。いかにも地芝居らしい情景を彷彿させる話である。

経費は、久方ぶりの地踊りで、見物も多く、纏頭も予想外に多額だったので、  
「ひまっかき」（自分の手間ひまをかけることで、必要経費を割り当てられることをいう）なしでまかなうことことができたという。纏頭は、もらった金額をそのまま書いて貼り出した（往時は信花にしたこともある）。なお「投げハナ」や「手拭振舞い」などもしたいという。経費については記録したであろうが、その文書は亡失しておらず、今次の調査では見ることができなかった。

地踊りの済んだあとは、関係者一同の慰労会が行なわれたが、当地ではこれを「同業払い」（地方によっては「山おろし」などともいう）といっている。これも昔のしきたりが復活したと見てよいであろう。

なお、地踊りのいっさいを取りしきる世話役の「はたがしら」を「勧進元」という。また、この戦後の地踊りには、木枠の回り舞台は用いられなかった。

調査協力者の最年長者である内海文之助氏によると、戦前に当該舞台で歌舞伎が上演されたのは、同氏の記憶にあるものとしては、明治38年と昭和3年の2回だけである。もっとも、明治30年前後のころまでは、地踊りが盛んであったと伝えられており、また、内海氏の曾祖父である内海寛（楽と号した）の日誌（明治5年・8年・11年のものに連記がある）によってもうかがわれるが、それは内海氏の生前のことである。

明治38年の芝居は、日露戦争の戦勝で、凱旋祝いにかこつけて3日間にわたって行なわれた地踊りであった。この時、前記の故高橋武平氏は青年で出演しており、高橋保利氏は子役（安徳天皇）で出演したという。「義経千本桜」の大物の浦の場が出されたのであろう。このあと前述の昭和22年まで、当地の地踊りは中断していたのである。昭和3年の芝居は、今上天皇の御即位御大典の年で、名胡桃城の記念碑（徳富蘆峰筆）の除幕記念に上演された、従覧興行（木戸鉄なしの芝居）の買芝居であった。従覧興行なので神社の舞台を用いたのである。この時勧進元を勤めたのは内海氏自身であるが、月夜野の青柳千之助という太夫元を通じて女芝居の一座を買い、2晩にわたって上演したが、演目、役者名などは忘れてしまったということである。この昭和3年以前に買芝居を当該舞台で上演したことは、内海氏の記憶にはないそうである。神社の舞台で歌舞伎を上演するには、地芝居であれ買芝居であれ、かなりの経費を必要とするので、何か大きな行事のときだけに用いら

れ、かくれ踊りには用いなかったのである。木枠の回転機構を使用したものも、明治38年の地踊りのときが最後となつたようである。明治38年は、まだ電気の引かれていない時代で、照明は、舞台ばなに提燈をびっしりと並べ、蠟燭が燃え尽きるとあとを補ったり、百目蠟燭のツラアカリ（現地用語不詳）を用いたりしたことをおぼえているという。また、背景の唐紙を次々と変えていく仕掛けで見物の眼を楽しませたという。

当該舞台と直接関係しないが、当地でもかくれ踊りが行なわれたこともあり、また、明治末期には、名胡桃（下津村と上津村）の芝居の好きな連中が寄つて一座を組み、芸人鑑札も受けて「名胡桃一座」と称して、他郡にまで遠征して素人芝居をしたことがあるといふ。高橋武平氏の前の世代の時代のことである。これも当地が芝居に対してとくに関心の深い土地であったことのあらわれとして付記しておく。（景山正隆）

#### 4 関 係 資 料

- (1) 「相定議定之事」（安政4年1月）
- (2) 「天満宮修復奉加帳」（安政4年1月）  
(1)と(2)は「天満宮諸書付」と墨書してある袋に収められている。
- (3) 「天満宮奉加金総合帳」（安政4年2月）
- (4) 「天満宮諸入用控帳」（安政5年2月）
- (5) 「天満宮再建神樂殿入用帳」（安政5年3月）
- (6) 群馬県知事中村光雄宛、五社一字鎮座の届書（明治28年5月30日）（控あるいは下書き）
- (7) 「諸事永代録」（内海弥平治筆記・天保7年1月起筆）
- (8) 「諸事永代録統編」（内海貞信筆記・天保12年1月起筆）

- (9) 「明治五年日記」(内海栄)  
 (10) 「公私日誌明治八年」(内海寛一栄)  
 (11) 「明治十一年一月公私日誌」(内海弥平治  
     =栄)

## 5 資 料 翻 刻

「はじめに」今次緊急調査の対象とした3棟の舞台のうち、貝野瀬の舞台に関連する文書資料は見当たらないが、他の2棟については、それぞれ「関係資料」の項にあげたように、関係の深い文書資料を見る事ができた。津久田人形芝居関係の古文書は公刊されるので、ここでは、下津中村の舞台に関連する文書のうち(1)～(5)を翻刻することにした。いずれも内海文之助氏所蔵の文書である。(景山正隆)

<凡例>

- 1 原資料は縦書きであるが、ここでは横書きとした。
  - 2 原資料の変体仮名は現行の平仮名に改めたが、片仮名はそのままとした。
  - 3 原資料の漢字は、特殊なものを除き原則として通行の当用漢字に改めた。
  - 4 丁、行の移りはとくに示さないことにした。また、連名は、原資料では1名につき1行となっているが、ここでは、列挙することにした。

### (1) 相定議定之事

天満宮社地絵図



相定議定之事

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 一 御除森式献拾五分        | 御水帳二は中源訪宮<br>當時天廣宮體請有之候 |
| 一 三獻六分之内 中烟武拾分    | 弥平治寄附                   |
| 一 三獻六分之内 中烟老獻八分   | 庄太夫寄附                   |
| 一 武獻廿四分之内 下々烟老獻拾分 | 平 七寔附                   |

平 七寄附

前書絵図面之通相違無御座候然れは向後天満宮社地共一村持一面守護可仕様相極申候御宮拝殿修覆又は祭礼之節掃除等ニ至迄村中一面無懈怠可仕候尤寄附地御年貢諸夫錢共一村方相動可申候但し森木植立候義は御除地境内え計り仕立可申候境より外寄附地之分えは諸木一切植立申間敷候仮令実生たり共相立申間敷候依之右相定之通り永世達乱無之様村役人小前一同津印仕置候凡仍而如件

安徽四丁巳年

正月

下津中村

名主 弥平治@ 銀頭 高橋角右衛門@ 百  
姓代 甚太夫@ 古役 平右衛門@ 旗役 甚  
五右衛門@ 年寄 八郎兵衛@ 同断 久右  
衛門@ 同断 伝兵衛@ 同断 三郎右衛門  
@ 同断 太右衛門@ 同断 直右衛門@  
同断 長左衛門@ 同断 幸七@ 喜右衛門  
@ 庄太夫@ 惣兵衛@ 五平治@ 新  
左衛門@ 五兵衛@ 佐平治@ 平七@  
定右衛門@ 清右衛門@ 忠兵衛@  
善右衛門@ 孫兵衛@ 与兵衛@ 仁左  
衛門@ 儀右衛門@ 長之助@ 茂右衛  
門@ 三四郎@ 多郎右衛門@ 伝左衛  
門@ 清兵衛@ 太左衛門@ 権左衛門  
@ 久兵衛@ 六郎左衛門@ 加平三@  
伊右衛門@ 常右衛門@ 八弥@ 弥  
兵衛@ 茂兵衛@ 弥市兵衛@ 弥右衛  
門@ 李右衛門@ 与惣右衛門@ 治兵

衛@	万右衛門@	六右衛門@	權太郎	一金壺分也	弥右衛門@
@	藤助@	九郎右衛門@	忠右衛門@	一金壺分武朱也	松五郎@
	幸右衛門@	武右衛門@	彦左衛門@	一金式分也	嘉兵衛@
	松五郎@	伊兵衛@	多郎兵衛@	一金三分也	多助@
	助@	喜兵衛@	嘉兵衛@	一金式分也	弥兵衛@
	長太夫@	又兵衛@	庄右衛門@	久弥	万右衛門@
				一金式分也	六右衛門@
(2)	天満宮修覆奉加帳			一金壺兩也	甚五右衛門@
(表紙)				一金式分也	久秀@
	安政四年丁巳	下津中村		一金壺分武朱也	与兵衛@
	天満宮修覆奉加帳			一金壺分也	喜兵衛@
	正月吉祥日	世話人中		一金式分也	与惣右衛門@
(本文)				一金式分也	三四郎@
一金三兩也		中烟式拾步	弥平治@	一金壺分也	床庄蔵@
外=金式分也			惠喜藏事 茂平治	一金三兩也	八郎兵衛@
一金壺兩也			角右衛門@	一金式分也	幸七@
外=玄米式斗				一金壺分武朱也	長太夫@
一金壺兩也			伝左衛門@	一金式分也	善右衛門@
一金壺兩也			清兵衛@	一金式分也	伊兵衛@
一金式分也			多郎右衛門@	一金式朱也	六左衛門@
一金式分也			儀右衛門@	一金式分武朱也	權左衛門@
一金壺兩壺分也			長左衛門@	一金壺分也	多郎兵衛@
一金式分武朱也			嘉平三@	一金式分也	忠右衛門@
一金三分也			甚太夫@	一金式分武朱也	清右衛門@
一金壺分武朱也			伝兵衛@	一金三分也	忠兵衛@
一中烟壺敵八步			庄太夫@	一金壺兩也	武右衛門@
一金壺分武朱也			長之助@	一金式分武朱也	三郎右衛門@
一金壺分也			仁左衛門@	一金三分也	伊右衛門@
一金壺兩也			直右衛門@	一金三分也	茂右衛門@
一金壺兩也			五平治@	一金壺分武朱也	常右衛門@
一金壺兩也			佐平治@	一金壺分壺朱也	彦左衛門@
一金三分也			惣兵衛@	一金三分也	八弥@
一金三分也			喜右衛門@	一金壺分也	藤右衛門@
一金式分武朱也			又兵衛@	一下々煙壺敵拾式步	平七@
一金式分也			新右衛門@	一金壺兩式分也	久右衛門@
一金式分也			多左衛門@	一金式分也	又兵衛@

一金壱分也	壱右衛門@	一金九両武分ト六百文	原組
一金壱分也	久兵衛@	一金武分也	(○庄治郎 竹藏郎 是は釜改戸組 ニ而取立へし)
一金武朱ト四百文	弥市兵衛@		
一金武朱也	九郎右衛門@		
一四百文	定右衛門@	巳六月	
一武百文	久三衛 冠居	天満宮奉加半取立	
一三百文	多右衛門@	メ金武拾兩壱分ト三拾六文 内藏平組	
一金壱分也	下新田竹治郎@	巳六月廿四日	
一金武朱也	長兵衛@	一金壱両武分武朱也 請取	
一麻から三點	壱右衛門兄弟菊藏@	一金壱両武分武朱也	
惣メ金四拾両三分ト三朱ト六拾文米武斗代共		右之通り鑑受取申候	
ニ		巳十二月十日 相済	
世話人 喜右衛門@ 同断 庄太夫@		釜改戸組	
同断 惣兵衛@ 同断 佐平治@ 同断		巳六月廿五日	
五平治@ 同断 五兵衛@ 同断 新左衛門@		一金武両武分一朱ト武百文	相済
若者世話人 高橋角右衛門伴 同断 大助@		一金武両武分壱朱ト武百文	
同断 加平治@ 同断 壱右衛門@		右之通不残相済申候	
同断 長之助@ 同断 万右衛門@ 同		巳十二月十二日 相済	
断 太助@ 八弥棒 宇之松		巳六月廿六日 城平組	
若者頭 弥平治伴 卯助@ 同断 佐吉@		一金壱両武分武朱ト武百文	
(3) 天満宮奉加金縕合帳		巳十二月九日	
(表紙)		一金一両武分武朱ト武百文	
安政四年 下津中村		右之通鑑受取申候 相済	
天満宮奉加金縕合帳		巳六月廿六日 曲田組	
巳二月吉日		一金三両一朱也 受取	
(本文)		一金三両壱朱也	
一金四壱両壱分ト百文		巳十二月十四日	
此訛		右之通鑑受取申候 相済	
一金四両壱分武朱壱朱	釜改戸組	巳六月廿六日 内野組	
一金六両武朱	北田組	一金四両三朱ト百四拾八文	受取
一金三両壱分	藏組	巳十二月十日	
一金八両壱分武朱ト三百文	内野組	一金四両三朱ト百四拾八文	
一金三両壱分一朱	城平組	右之通り鑑受取申候 相済	
一金四両武分武朱	三つ子沢組	巳六月廿六日 三つ子沢組	
		一金武壱壱分一朱也 受取	
		巳十二月十日	

一金武両老分老朱也	天満宮奉加半取立
右之通鑑受取申候 相濟	○釜改戸組
巳六月廿六日 天神原組	一金武両式分一朱+武百文
一金四両三分+三百文 受取	○倉平組
一金四両三分+三百文	一金老両式分老朱+四百文
右之通鑑受取申候 相濟	○曲田組
巳十二月十一日	一金三両一朱
一金五両	○内野組
右之金子體=受取申候	一金四両朱一朱+百四拾八文
世話人	○城平組
喜右衛門	一金老両式分武朱+武百文
惣兵衛	○三つ子沢組
巳十二月十二日	一金武両老分老朱也
一金五両+武拾四文	○天神原組
右之金子體=受取申候	一金四両□分+三百文
世話人	(三五)
五兵衛	メ金式拾両武朱+八百五十文
佐平次	為金式拾両老分+三拾六文
巳十二月十九日	六月廿七日
奉加取立	内拾兩 角右衛門預
メ金拾九両三分武朱+八百四拾八文	残金拾両老分+三拾文
為金式拾両+鎌武拾四文	世話人=相渡し申候 佐平治
一武百文 小川しま伝右衛門 一同 同断 仁兵衛 一ヶ ハ弥兵衛 一ヶ ハ佐市 一ヶ ハ長兵衛 一ヶ ハ彦六 一武百文 佐改四八郎右衛門 一ヶ ハ武左衛門 一ヶ ハ彦左衛門 一ヶ ハ六左衛門	五平治 喜右衛門 庄太夫 惣兵衛
メ武貢文	(4) 天満宮 諸入用控帳
右之通り祝儀受納仕候	(表紙)
巳十二月廿四日	安政五年 中村組
佐平治方へ預ル	天満宮 諸入用控帳 神楽殿
世話人	午二月日 世話人
喜右衛門 五兵衛 新左衛門 庄太夫	(本文)
佐平治 惣兵衛 五平治	一金武拾老両+六百八拾三文 神樂殿へ懸
	一金武拾九両式分武朱+武百七拾四文

	天満宮入用	扶持共 =
一金武両壱分 + 三百八拾四文	遷宮入用	一金三分 + 武百七拾武文
一金六両壱分 + 四百四拾九文	舞台入用	豊や 喜子藏
四口メ 金五拾九両壱分武朱 + 百七拾四文	惣入用	一金壱両武朱 + 六百拾五文
内 金四拾壱両壱分 + 武拾四文		夜着代
奉加両組祝儀共 =		棟上入用
金四両武朱 + 三百武拾八文		一金三分三朱 + 武拾九文
色々 払物		葺籠入用
小以メ		一金壱両
金四拾五両壱分武朱 + 三百五拾武文		茅代
指引而		一金壱両 + 六百文
一金拾三両三分武朱 + 六百五拾八文 不足		( 麻からし代 )
内金拾兩は去卯両渡 = 相済候		一金武朱
三両三分武朱 + 六百五拾八文		多右衛門礼
午二月晦日相渡ス		一金武朱 + 三百文
佐平治殿方え		のほり代
(5) 天満宮再建神楽殿入用帳		一三貫五拾九文
(表紙)		いろいろ買物
安政五年 下津中村		惣メ 金武拾八両武分 + 七貫七百五拾壱文
天満宮再建神楽殿入用帳		一金武両壱分 + 三百八拾四文 遷宮入用
三月吉日 世話人		
(本文)		
一金武両三分 + 四拾武文 木代		神楽殿諸入用覚
一金三両壱朱 + 五拾七文 木挽 ( 金平藏 )		一金壱分 + 三百廿四文 大工定入用
扶持共 =		一金両也 木挽 又兵衛
一金八両武朱 + 五百九拾五文 扶持共 =		外 = 金壱両武朱 + 武貫五百六文
大工舟藏		一金六両也 大工船藏
一金五両 + 四百武文 扶持共 =		外 = 金壱両 + 三百八拾四文
石工岩藏		一六百拾文 建物入用
扶持共 =		外 = 白米五升 此代四百三拾九文
一金武両分武朱 + 三百武拾壱文		一金三朱也 せび代
屋根屋 三吉		礼共 =
一金壱両武分 + 五百武拾七文 釘代		一三貫文 大工木挽
		祝義拾五人 +
		一金壱分也 棟上酒代
		一壱貫九百三拾八文 棟上諸入用
		外 = 白米壱斗六升 代壱貫四百六文
		一四百六拾四文 地組 = 引水油八合代
		一金壱両也 屋根屋 長太夫
		外 = 米壱俵 此代三貫五百拾六文
		一金武朱也 葵籠祝四人 +
		一金壱分也 同断酒代

一毫貫六百七拾六文	蓑籠入用	
外=米毫斗毫升	此代毫貫三拾八文	(付) 参考文献
一毫貫七百七拾武文	(栗板 あ はりかね	『日本農村舞台の研究』(松崎茂著)
一三百文	はふ板代	『農村舞台の総合的研究』(角田一郎編)
	平右衛門	
一七百九拾四文	大釘	(景山正隆)
	小幕屋 払	
一三貫百文	湊屋釘代	
一金武分也	茅代	
一三貫八百八拾文	夜具代	
一金毫分ト五貫武百六拾文	木挽 (喜右衛門 喜 藏)	
	挽分作料共ニ	
一武貫百文	木代	
	(弥平治 弥右衛門 五兵衛)	
一毫貫四百廿文	麻から駄貨	
	損物代	
一毫貫武百文	木挽 又兵衛	
米六升 代五百廿四文	六人ト	
一武百文	万右衛門	
	青土佐代	
惣メ		
金五両三朱ト三拾七貫八百八拾三文		
為金 武拾毫両ト六百八拾三文		

一金六両毫分ト四百四拾九文

大戸二組	
唐紙四拾式本	
新骨張替共ニ	
から骨捨本	
下座かゝり	
外いろいろ破損入	
用	

四口メ

金五拾九両毫分式朱ト三百拾九文

## あとがき

群馬県下の農村歌舞伎舞台は、これまでの確認によると、「舞台一覧」に示されたように、廃絶舞台を含めて114棟である。この棟数は、全国でもとくに分布密度が高く、絶対数も多い、岐阜・長野・兵庫・愛知などの各県に比べると、必ずしも多い数ではないが、県下の北部の山間地域に限ってみると、概説にも述べられているように、常設舞台の分布密度はかなり高いものとなろう。そればかりでなく、群馬県の農村歌舞伎舞台の中には、上三原田の舞台のように、建築年代も古く、しかも、他にはほとんど類例がないといってよい、きわめて精巧な回転とセリを備えた舞台があり、これが早くから注目され、農村の舞台としては最初に重要民俗資料として国指定を受けている。この上三原田の舞台を中心、群馬県では他の都道府県に先がけて、農村舞台の調査・研究が進められ、いわば、農村舞台の民俗資料的価値の再認識に先鞭をつけたところである。

本書は、その群馬県下の農村舞台に対する緊急調査（昭和47年度）の結果の報告である。ところで、この緊急調査では、限られた経費・日数などの関係で、すでに調べ尽くされたといってよい上三原田の舞台を除き、他の数多くの造構の中から、とくに精査の対象として、「津久田人形舞台（上の森の舞台）」「貝野瀬の舞台」「下津中村の舞台」の3棟が選ばれた。これらの3棟が、他の多くの造構に比べて、格段に特筆されるような民俗資料的価値の高いものとして評価されるというのが、必ずしも選ばれた理由ではないことをことわっておかなければならぬ。おそらく、もっと多数の舞台の精査が許されるならば、

観点によっては上記3棟とはまた異なる価値が見いだされる舞台もあることは必定である。しかし、今次の緊急調査では、これまでに踏査された舞台の中から、一つの典型として、それぞれ特色のある舞台を少数に限って選定せざるを得なかつた結果、上記3棟を対象とすることになったのである。

まず、「津久田人形舞台」は、建築年代が県下の舞台の中では最も古く、また、古い歴史を有する津久田人形芝居とも深く関連して、人形芝居と歌舞伎の兼用舞台として特異な存在である点がとくに注目された。次に、「貝野瀬の舞台」と「下津中村の舞台」は、ともに、木枠を2段に組みその上に屋体を組み立てて回転させるという、同様の発想に基づく上回し式の回り舞台を備え、しかも両者が必ずしも全く同一の機構ではない点で注目され、さらに、前者は、舞台の建築構造が一見舞台らしからぬ割拝殿となっているところにきわめて素朴な舞台の姿を認めることができ、また、後者は、舞台造立当時の一連の関係資料のある点でとくに注目された。

群馬県下の農村舞台の調査・研究は、全国に先がけたものであつただけに、まだ多くの課題が残されているともいえる。調査という地味な作業は、ある意味では「完結」ということはあり得ないともいえよう。今次の緊急調査は、その意味では、新しい研究課題の提起につながるものとならなければならない。この報告書今后の精細な調査・研究の誘い水となれば幸いである。同時に、今なお舞台が残されている町村では、その祖先の残した建物の歴史的背景も考えられ、民俗資料としての意義を認められて、能うかぎり保存につとめていただこうと願いたい。（景山正隆）

## 群馬県の農村舞台

---

昭和47年3月31日発行

発行者 群馬県教育委員会

印刷者 朝日印刷工業株式会社

---